

鎌倉市長 様

名越クリーンセンター  
土地利用履歴調査報告書

2022 年 12 月

**1ECC** 株式会社 **環境管理センター**

ソリューション事業部 〒193-0832 東京都八王子市散田町3-7-23  
TEL: 042-673-0509 FAX: 042-668-3929

## 本報告書の取扱いについて

1. 本報告書は、報告書に記載する調査対象地について、報告書作成時点で依頼者及び調査対象地の所有者等から収集した範囲内の資料、公的機関等から収集した資料（旧版地図、空中写真、住宅地図、登記簿）に基づき、土壌汚染の可能性を評価し、その結果を報告するものである。
2. 本報告書で示した根拠資料の妥当性・正確性及び上記以外に知り得た事実・資料・情報等に起因して発生する損害等について、株式会社環境管理センターは何ら責任を負うものではない。
3. 本報告書は、その一貫性を維持するために、常にその全体を示す形で提示されなければならない。
4. 本報告書の使用に関する一切の責任は、依頼者に帰属する。

以上

## 目 次

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 1. 序 論 .....                           | 1  |
| 1.1 目的 .....                           | 1  |
| 1.2 法令等 .....                          | 1  |
| 1.3 調査実施機関 .....                       | 1  |
| 1.4 調査期間 .....                         | 1  |
| 2. 調査対象地 .....                         | 2  |
| 3. 調査内容及び調査方法 .....                    | 6  |
| 4. 調査結果 .....                          | 8  |
| 4.1 調査対象地の範囲を確定するための情報 .....           | 8  |
| 4.2 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報 .....     | 9  |
| 4.3 特定有害物質による人為等由来の汚染のおそれに関する情報 .....  | 33 |
| 4.4 自然由来の汚染のおそれに関する情報 .....            | 46 |
| 4.5 水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染のおそれに関する情報 ..... | 46 |
| 4.6 ダイオキシン類の汚染のおそれに関する情報 .....         | 47 |
| 5. 土壌汚染に関する法令等の適用状況 .....              | 49 |
| 6. 土壌汚染のおそれの区分 .....                   | 51 |
| 6.1 特定有害物質 .....                       | 51 |
| 6.2 ダイオキシン類 .....                      | 55 |

## 添付資料

### ①資料調査

- ・旧版地図、空中写真、住宅地図
- ・公図
- ・土地登記簿、閉鎖登記簿、旧土地台帳
- ・商業登記簿
- ・塵芥焼却場関係綴 衛生課（昭和 24 年 4 月 20 日付）
- ・ごみ焼却炉設置届（昭和 40 年 2 月 3 日付）
- ・名越清掃工場排水系統図平面図（昭和 53 年 2 月 5 日付）
- ・指定工場に係る変更完了届出書（昭和 57 年 2 月 6 日付）
- ・特定施設変更届出書（平成 12 年 12 月 20 日付）
- ・一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（平成 14 年 12 月 20 日付）
- ・ばい煙発生施設設置変更届出書（平成 25 年 3 月 8 日付）
- ・特定施設設置変更届出書（平成 25 年 3 月 8 日付）
- ・一般廃棄物処理施設変更届出書（平成 25 年 4 月 30 日付）
- ・特定施設の構造等変更届出書（平成 27 年 1 月 21 日付）
- ・第一種指定化学物質の排出量及び移動量（平成 13 年～29 年）
- ・令和元年度 神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果
- ・令和 2 年度 ダイオキシン類自主測定結果一覧表
- ・計量証明書 排水検査結果（平成 10 年 5 月～令和 4 年 2 月）
- ・名越クリーンセンター理化学検査結果(2022 年 6 月 28 日更新)
- ・特定事業場（水質汚濁防止法）横須賀三浦地域
- ・名越塵芥焼却場地質調査（昭和 40 年 2 月）
- ・名越清掃工場地質調査結果（昭和 53 年 8 月）
- ・鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務（令和 4 年 10 月）
- ・株式会社神中運輸 業務内容
- ・鎌倉市ホームページ掲載資料（事業年表）
- ・名越クリーンセンター施設紹介パンフレット

### ②聴取調査

- ・聴取調査記録

### ③現地調査

- ・現地調査記録
- ・現地調査写真

## 1. 序 論

### 1.1 目的

鎌倉市では、「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」及び「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、令和6年度末に名越クリーンセンターでの焼却処理を停止した後、令和9年度の稼働を目指し名越クリーンセンター跡地に中継施設を整備する予定である。

本調査は、中継施設整備に必要となる「土地利用履歴調査」を実施し、土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、名越クリーンセンターの廃止、解体撤去工事及び中継施設整備を安全かつ円滑に遂行するための基礎資料とするために、土壤汚染が存在する可能性の有無を把握することを目的として実施する。

### 1.2 法令等

本調査は、以下の法令等に基づき実施する。

- ①土壤汚染対策法（平成14年5月法律第53号）
- ②土壤汚染対策法施行令（平成14年11月政令第336号）
- ③土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月環境省令第29号）
- ④土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版  
（令和4年8月、環境省 水・大気環境局 水環境課土壤環境室）
- ⑤ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月法第105号）
- ⑥神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日条例35号）
- ⑦特定有害物質又はダイオキシン類による土壤の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壤による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針  
（令和3年4月1日施行）

（以下、①から③まで併せて「土対法」、④は「土対法ガイドライン」、⑥は「県条例」、⑦は「指針」という。）

### 1.3 調査実施機関

株式会社環境管理センター ソリューション事業部  
東京都八王子市散田町3-7-23  
土壤汚染対策法指定調査機関（指定番号 2003-8-2027）  
土壤汚染調査技術管理者：■■■■ ■■■■（■■■■■号）

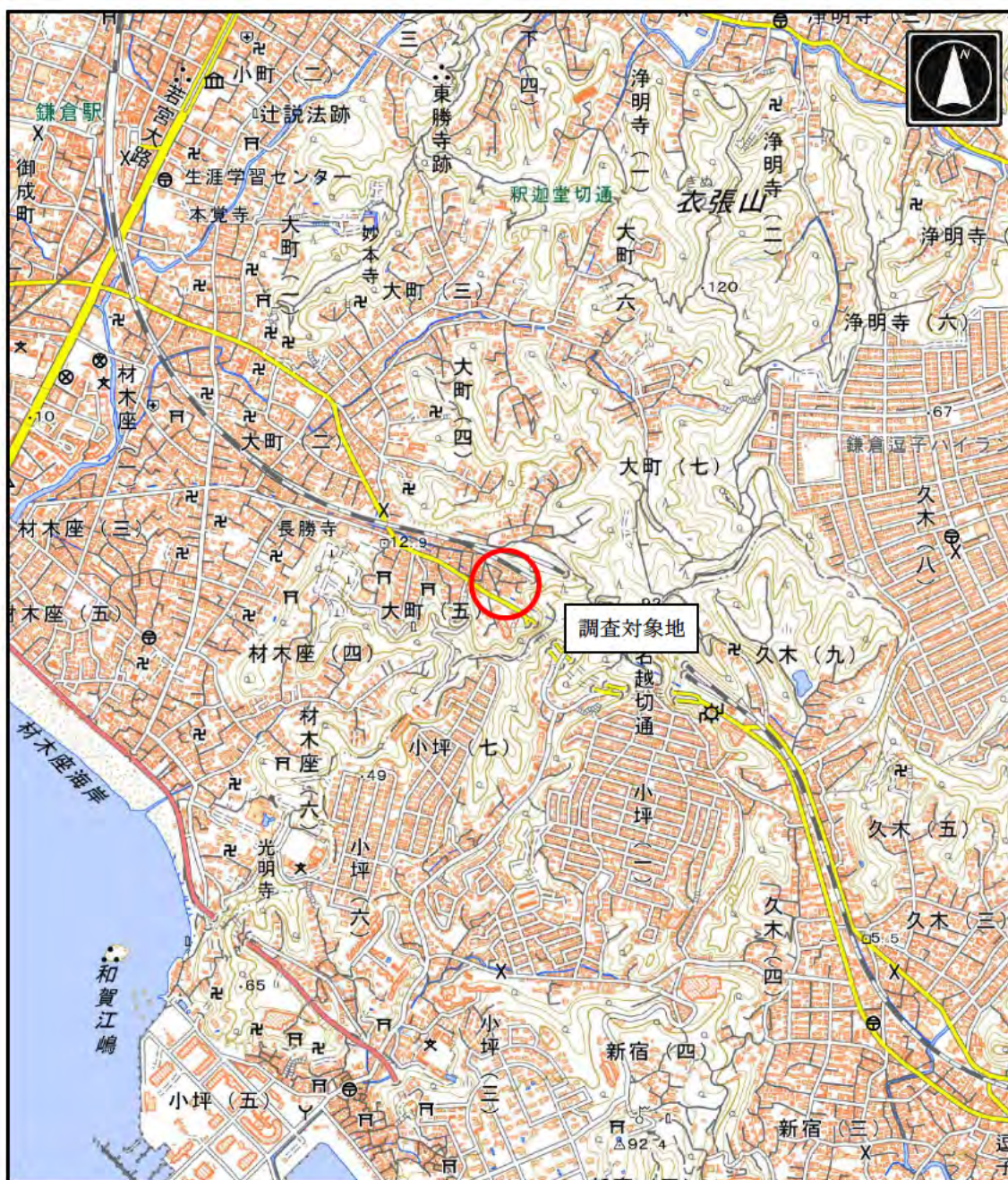
### 1.4 調査期間

地歴調査：令和4年(2022年)6月21日～9月30日  
聴取調査：令和4年(2022年)7月27日、7月29日、8月10日、9月5日、9月9日  
現地調査：令和4年(2022年)9月7日、9月14日

## 2. 調査対象地

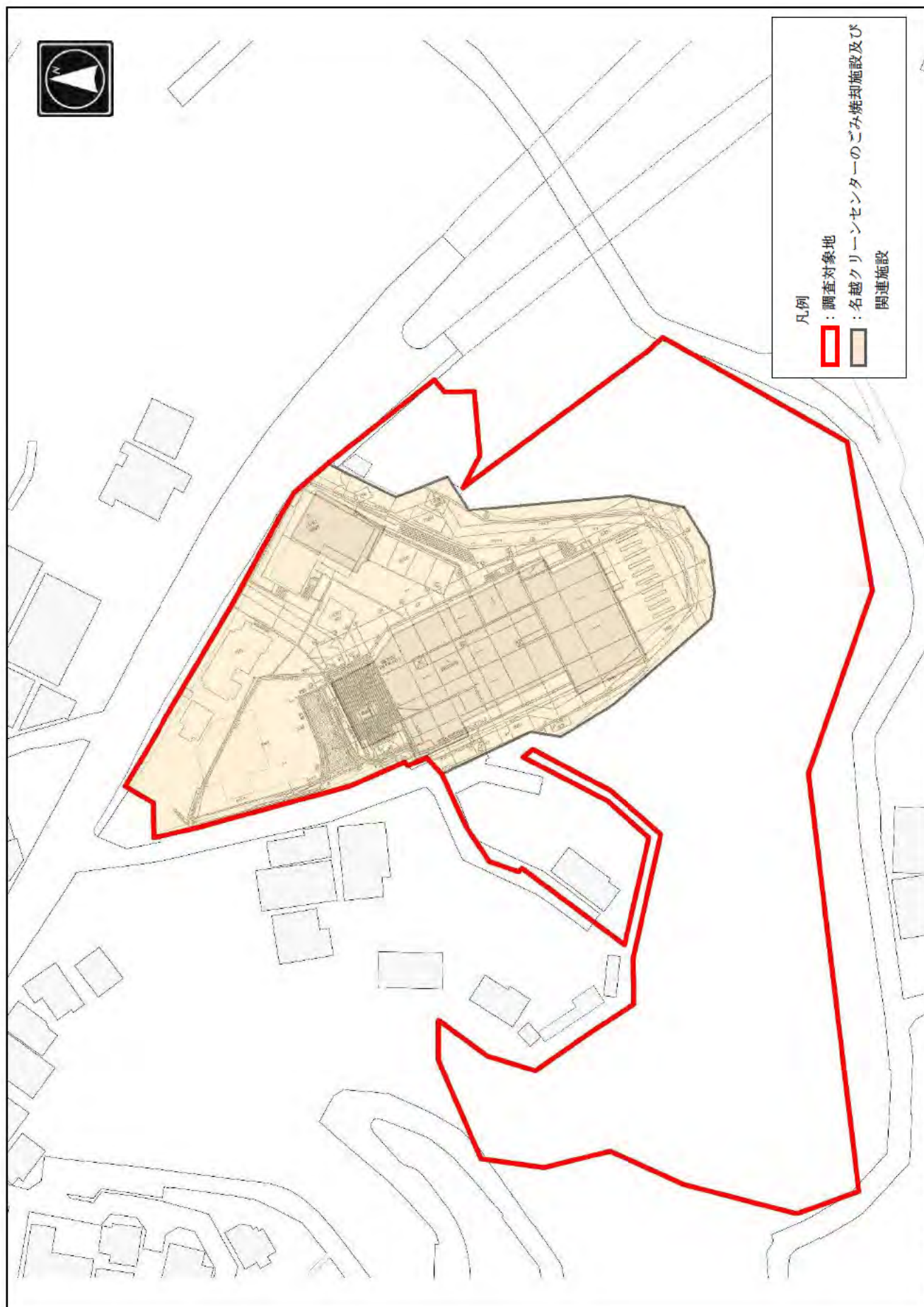
- ・名 称：名越クリーンセンター
- ・所 在 地：神奈川県鎌倉市大町 5 丁目 10 番、11 番（住居表示）
- ・調 査 対 象 地：神奈川県鎌倉市大町 5 丁目 2066 番 3 外 18 筆、2072 番 1 の一部、  
無地番の国有地、無地番の水（地番）
- ・土 地 所 有 者：鎌倉市、株式会社 CAS、国有地
- ・調査対象面積：12,494.32 m<sup>2</sup>（登記簿及び実測面積から算出）
- ・現 在 の 用 途：ごみ焼却施設及び関連施設、駐車場、山林等
- ・用 途 地 域：第一種住居地域、市街化調整区域

調査対象地の位置を図2-1、範囲を図2-2、用途地域を図2-3、地番一覧表を表2-1に示す。



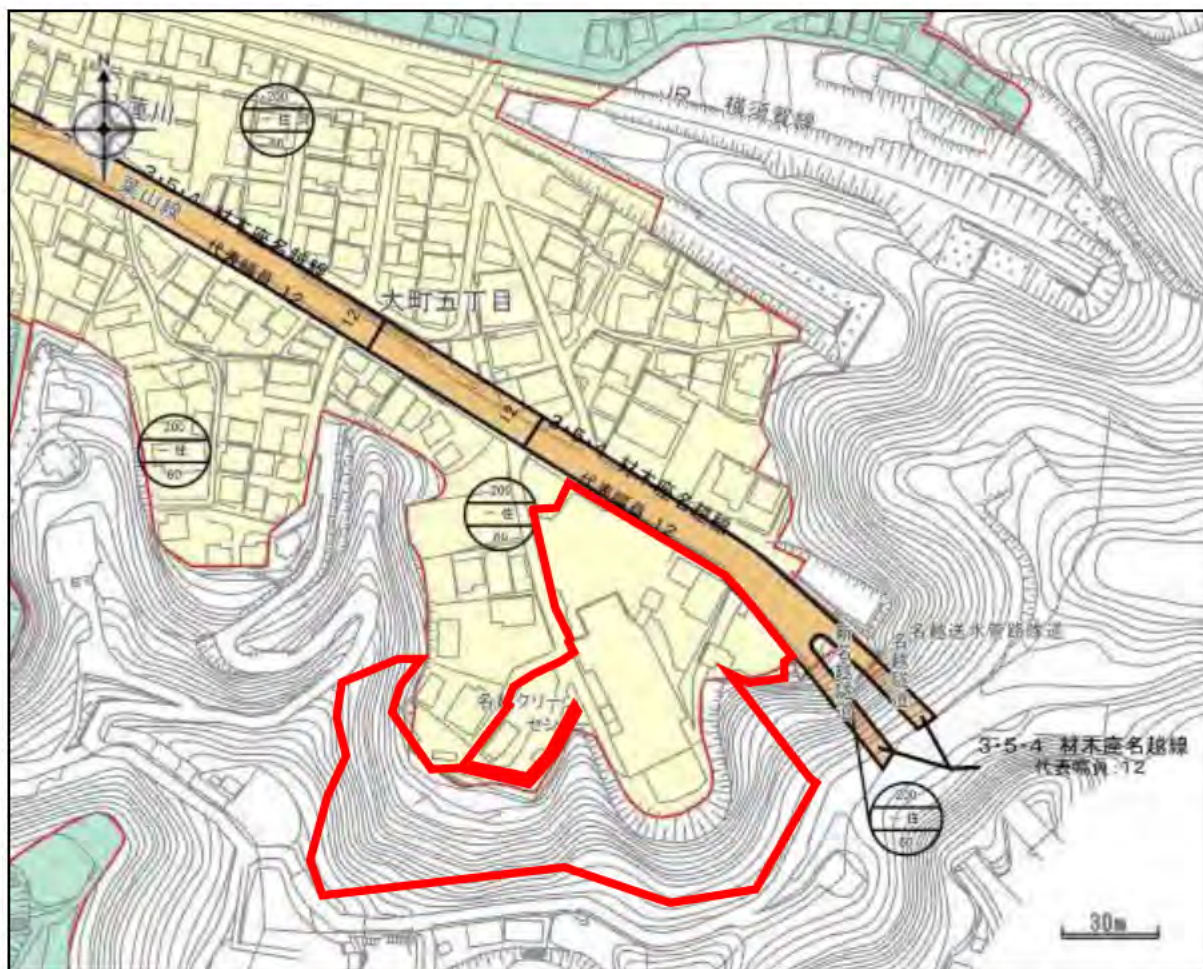
出典：「地理院地図」（国土地理院）

図 2-1 調査対象地



出典：「基盤地図情報」（国土地理院）

図 2-2 調査対象地の範囲



|      |                                                                                     |             |                                                                                     |              |                                                                                       |              |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 用途地域 |  | 第1種低層住居専用地域 |  | 第1種中高層住居専用地域 |  | 第2種中高層住居専用地域 |
|      |  | 第1種住居地域     |  | 第2種住居地域      |  | 準住居地域        |
|      |  | 近隣商業地域      |  | 商業地域         |  | 準工業地域        |
|      |  | 工業地域        |  | 工業専用地域       |                                                                                       |              |

出典：鎌倉市都市計画情報マップ

図 2-3 調査対象地の用途地域

表 2-1 地番一覧表

| 所 在          | 地 番      | 地 目 | 所有者    | 面 積 (㎡)   | 備 考           |
|--------------|----------|-----|--------|-----------|---------------|
| 鎌倉市大町<br>五丁目 | 2066 番 3 | 雑種地 | 鎌倉市    | 9.91      | 公簿面積          |
|              | 2066 番 4 | 雑種地 | 鎌倉市    | 66        | 公簿面積          |
|              | 2066 番 1 | 宅地  | 鎌倉市    | 414.96    | 実測面積          |
|              | 2066 番 5 | 宅地  | 鎌倉市    | 75.90     | 実測面積          |
|              | 2069 番 1 | 雑種地 | 鎌倉市    | 312.00    | 実測面積          |
|              | 2069 番 4 | 雑種地 | 鎌倉市    | 27.33     | 実測面積          |
|              | 2069 番 5 | 雑種地 | 鎌倉市    | 58.75     | 実測面積          |
|              | 2069 番 6 | 雑種地 | 鎌倉市    | 19.06     | 実測面積          |
|              | 2070 番 1 | 宅地  | 鎌倉市    | 159.01    | 実測面積          |
|              | 2070 番 4 | 宅地  | 鎌倉市    | 104.63    | 実測面積          |
|              | 2075 番   | 雑種地 | 鎌倉市    | 1222.00   | 実測面積          |
|              | 2072 番 2 | 宅地  | 鎌倉市    | 529.75    | 実測面積          |
|              | 2075 番 3 | 雑種地 | 鎌倉市    | 28.27     | 実測面積          |
|              | 2075 番 4 | 雑種地 | 鎌倉市    | 163.39    | 実測面積          |
|              | 2073 番 5 | 山林  | 鎌倉市    | 2545.00   | 実測面積          |
|              | 2073 番 3 | 山林  | 鎌倉市    | 2501.00   | 実測面積          |
|              | 2081 番 1 | 山林  | 鎌倉市    | 2740.00   | 実測面積          |
|              | 2084 番   | 山林  | 鎌倉市    | 879.00    | 実測面積          |
|              | 2082 番   | 宅地  | 鎌倉市    | 566.93    | 実測面積          |
|              | 2072 番 1 | 山林  | (株)CAS | 71.43     | 実測面積 (一部のみ対象) |
|              | 国有地      | —   | —      | —         | 無地番の国有地       |
|              | 水        | —   | —      | —         | 無地番の水         |
| 調査対象地面積合計    |          |     |        | 12,494.32 |               |

3. 調査内容及び調査方法

「土対法」及び「条例」に基づき、本調査において入手・把握すべき内容とされている情報、調査内容、調査方法及び収集資料を表3-1（1）～（2）に示す。

表 3-1（1） 地歴調査において入手・把握すべき情報の内容、調査内容、調査方法及び収集資料

| 情報の分類                               |                            | 情報の内容                                                                                                 | 調査内容                              | 調査方法                            | 収集資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 土壌汚染状況調査の対象地の範囲を確定するための情報（P. 8） |                            | ・土壌汚染状況調査の対象地の土地の境界及び試料採取等における区画の設定の起点を明瞭に定義し得る情報                                                     | 調査対象地の範囲と起点を調査した。                 | 一般公表資料、現地調査により確認した。             | 【一般公表資料】<br>・公図<br>【現地調査】<br>・現地調査写真                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報        | ① 土地の用途に関する情報（P. 9）        | ・土壌汚染状況調査の対象地の土地利用状況及びその変遷<br>・建物・設備等の配置及びその変遷                                                        | 調査対象地における土地利用の変遷を調査した。            | 公的届出資料、一般公表資料、聴取調査、現地調査により確認した。 | 【公的届出資料】<br>・塵芥焼却場関係綴 衛生課(昭和 24 年 4 月 20 日付)<br>・ごみ焼却炉設置届(昭和 40 年 2 月)<br>・指定工場に係る変更完了届出書（昭和 57 年 2 月 6 日付）<br>・特定施設変更届出書（平成 12 年 12 月 20 日付）<br>・一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(平成 14 年 12 月 20 日付)<br>・一般廃棄物処理施設変更届出書（平成 25 年 4 月 30 日付）<br>・ばい煙発生施設設置変更届出書（平成 25 年 3 月 8 日付）<br>・特定施設設置変更届出書（平成 25 年 3 月 8 日付）<br>・一般廃棄物処理施設変更届出書(平成 25 年 4 月 30 日付)<br>・特定施設の構造等変更届出書（平成 27 年 1 月 21 日付）<br>【一般公表資料】<br>・旧版地図、空中写真、住宅地図<br>・土地登記簿、閉鎖登記簿、旧土地台帳<br>・商業登記簿<br>・鎌倉市ホームページ掲載資料<br>・名越クリーンセンター施設紹介パンフレット<br>【聴取調査】<br>・聴取調査記録<br>【現地調査】<br>・現地調査記録 |
|                                     | ② 地表の高さの変更、地質に関する情報（P. 23） | ・埋立や造成等によって地表の位置が変更された履歴の有無<br>・地表の位置の変更を行った時期<br>・地表の位置の変更を行った範囲及び高さ<br>・土壌汚染状況調査の対象地における地質の構成及び地下水位 | 調査対象地及びその周辺の地形地質、及び土地造成方法を調査した。   | 一般公表資料により確認した。                  | 【一般公表資料】<br>・地形分類図、表層地質図<br>・名越清掃工場地質調査（昭和 53 年度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                                     | ③ 盛土・搬入土に関する情報（P. 33）      | ・盛土、埋戻し等に使用した搬入土の履歴の有無<br>・搬入土を使用した範囲及び深さあるいは高さ<br>・搬入土の土壌分析結果                                        | 調査対象地における盛土、埋戻し等に使用した搬入土の履歴を調査した。 | 聴取調査により確認した。                    | 【一般公表資料】<br>・地質調査報告書（昭和 40 年度、昭和 53 年度）<br>・名越清掃工場地質調査（昭和 53 年度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

表 3-1（2） 地歴調査において入手・把握すべき情報の内容、調査内容、調査方法及び収集資料

| 情報の分類                                   |                                                          | 情報の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 調査内容                                                                    | 調査方法                                 | 収集資料                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) 人為等由来の汚染のおそれに関する情報                  | ① 土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報（P. 34）                          | <ul style="list-style-type: none"><li>過去の土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果</li><li>調査の実施時期、調査目的（例 土対法、自治体条例、自主調査）、調査対象物質及び選定理由、調査地点、調査深度又は調査を行った帯水層、土壌又は地下水中の特定有害物質の濃度、想定される汚染原因等</li><li>過去の土壌又は地下水の汚染の除去等の対策</li><li>対策の実施時期、対策の内容（実施した場所、規模、対策方法 等）、措置の完了確認方法（土壌汚染の除去を行った場合）、現在の状況（土壌汚染の除去以外の方法を行った場合）</li><li>過去の区域指定等の状況</li><li>指定台帳及び解除台帳</li></ul> | 調査対象地における過去の土壌汚染状況調査の内容を確認し、特定有害物質の使用等の状況、廃棄物の管理・処理・処分状況等を過去から現在まで調査した。 | 私的資料、公的届出資料、一般公表資料、聴取調査、現地調査により確認した。 | <b>【私的資料】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>計量証明書 排水検査結果（平成 10 年 5 月～令和 4 年 2 月）</li><li>第一種指定化学物質の排出量及び移動量（平成 13 年～29 年）</li><li>溶出・含有試験経年結果比較表（令和 4 年）</li><li>ダイオキシン類自主測定結果一覧</li><li>令和元年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果</li></ul> <b>【公的届出資料】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>塵芥焼却場関係綴 衛生課(昭和 24 年 4 月 20 日付)</li><li>ごみ焼却炉設置届(昭和 40 年 2 月)</li><li>指定工場に係る変更完了届出書（昭和 57 年 2 月 6 日付）</li><li>特定施設変更届出書（平成 12 年 12 月 20 日付）</li><li>一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(平成 14 年 12 月 20 日付)</li><li>一般廃棄物処理施設変更届出書（平成 25 年 4 月 30 日付）</li><li>ばい煙発生施設設置変更届出書（平成 25 年 3 月 8 日付）</li><li>特定施設設置変更届出書（平成 25 年 3 月 8 日付）</li><li>一般廃棄物処理施設変更届出書(平成 25 年 4 月 30 日付)</li><li>特定施設の構造等変更届出書（平成 27 年 1 月 21 日付）</li></ul> <b>【一般公表資料】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>名越クリーンセンター理化学検査結果（HP 掲載資料）</li></ul> <b>【聴取調査】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>聴取調査記録</li></ul> <b>【現地調査】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>現地調査記録</li><li>現地調査写真</li></ul> |
|                                         | ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等(埋設・飛散・流出・地下浸透)に関する情報（P. 34） | <ul style="list-style-type: none"><li>特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等の有無</li><li>埋設等をした特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態</li><li>埋設等をした時期及び場所</li><li>埋設等した特定有害物質の量</li><li>特定有害物質を含む固体・液体を埋設した範囲・深さ・量</li><li>天災等（地震、洪水、高潮、火災）の被災履歴の有無及び被災内容等</li></ul> ※特定有害物質を含む廃棄物が埋設された土地に関する情報を含む                                                                          |                                                                         |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                         | ③ 特定有害物質の使用等(製造・使用・処理)に関する情報（P. 34）                      | <ul style="list-style-type: none"><li>特定有害物質の使用等の有無</li><li>使用等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態</li><li>特定有害物質を使用等していた時期及び場所</li><li>特定有害物質を使用等していた設備の構造及び深さ</li><li>特定有害物質に係る配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度</li><li>特定有害物質の処理施設の有無、処理方法及び設置場所</li><li>特定有害物質の排出経路及び排出先等</li></ul>                                                                              |                                                                         |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                         | ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等(貯蔵・保管)に関する情報（P. 35）         | <ul style="list-style-type: none"><li>特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等の有無</li><li>貯蔵等されていた特定有害物質の種類、濃度及び物質の形態</li><li>貯蔵等を行っていた時期、場所、及び施設の形態、設置深度</li><li>貯蔵等施設における地下浸透防止措置の有無及び措置の内容</li><li>貯蔵等されていた特定有害物質に係る配管・地下構造物の有無、経路及び設置深度</li><li>貯蔵等されていた特定有害物質の排出経路及び深さ等</li></ul>                                                                      |                                                                         |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                                         | ⑤ その他の情報（P. 36）                                          | <ul style="list-style-type: none"><li>上記の②～④に該当しない土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれに関する情報</li><li>土壌汚染状況調査の対象地および周辺の土地における井戸データ</li><li>地質情報</li></ul>                                                                                                                                                                                       |                                                                         |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (4) 自然由来の汚染のおそれに関する情報（P. 47）            |                                                          | <ul style="list-style-type: none"><li>過去の土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果</li><li>自然由来の土壌の汚染状態に関する情報</li><li>自然由来と見られる基準不適合土壌が認められている盛土等の部分の土壌分析結果</li><li>盛土等に用いられた材料の掘削場所や盛土の工事に関する情報</li><li>過去に行われた土壌分析結果によって基準不適合が認められた盛土部分の土壌の掘削場所及び採取された地層</li><li>自然由来で汚染された地層の土壌を含む盛土部分の土壌の再移動の状況</li><li>指定台帳及び解除台帳</li></ul>                                   | 調査対象地及びその周辺における自然由来の汚染のおそれに関する情報は確認されなかった。                              | －                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (5) 水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染のおそれに関する情報（P. 47） |                                                          | <ul style="list-style-type: none"><li>過去の土壌又は地下水の汚染状況に関する調査結果</li><li>水面埋立て土砂由来の土壌の汚染状態に関する情報</li><li>公有水面埋立法による埋立て又は干拓による造成履歴の有無</li><li>上記の造成が開始された日</li><li>廃棄物の埋め立ての有無</li><li>都市計画法第 8 条第 1 項の規定による工業専用地域への該当の有無</li><li>指定台帳及び解除台帳</li></ul>                                                                                            | 調査対象地及びその周辺における水面埋立てに用いられる土砂由来の汚染のおそれに関する情報は確認されなかった。                   | －                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

#### 4. 調査結果

##### 4.1 調査対象地の範囲を確定するための情報

調査対象地の範囲を公図及び現地調査にて確認した。

名越クリーンセンターのごみ焼却施設及び関連施設を含む調査対象地を図4-1に示す。

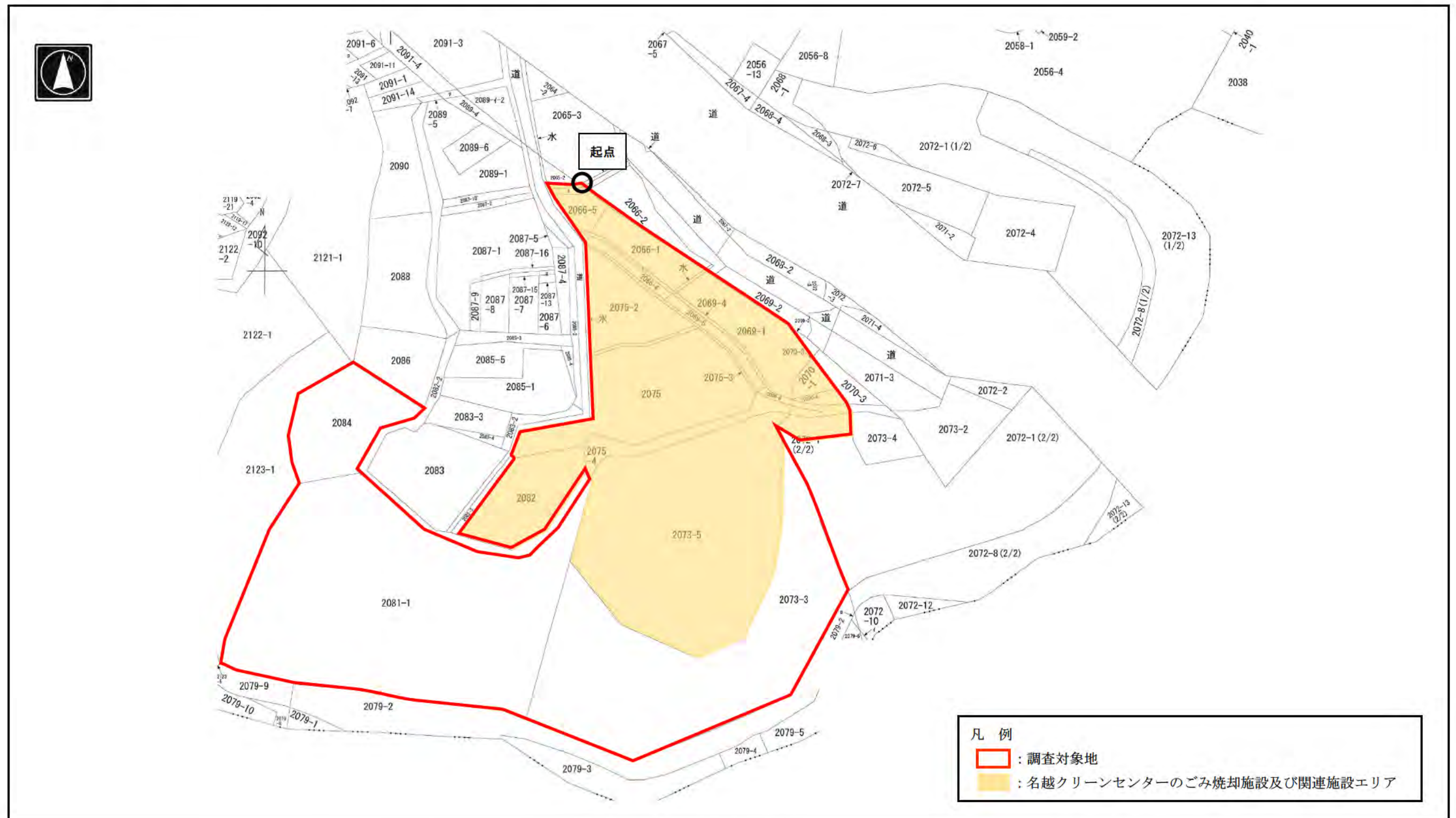


図 4-1 調査対象地の範囲（公図）

## 4.2 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報

### ① 土地の用途に関する情報（土地利用履歴）

調査対象地の土地利用履歴等の年表を表4-1（1）～（2）に示す。

調査対象地の土地利用を大別すると以下の2つのエリアに区分される。

名越クリーンセンターのごみ  
焼却施設及び関連施設エリア



#### i) 名越クリーンセンターのごみ焼却施設及び関連施設エリア

調査対象地の中央付近は名越クリーンセンターのごみ焼却施設及び関連施設エリアとして利用され、焼却施設及び駐車場が立地し、一般廃棄物の焼却処理及び粗大ごみ等の受け入れを行っている。

ごみ焼却施設の設置状況の変遷を表4-3及び図4-2（1）～（7）に、現在の名越クリーンセンターのごみ焼却施設（1F平面図・立面図）を図4-3（1）～（2）に示す。

土地登記簿によると、当該エリアの大部分は市所有地であり、東端の一部のみ国有地あるいは民間企業の所有地となっている。

名越クリーンセンターのごみ焼却施設は、昭和24年（1949年）に前身のじん芥焼却場が完成したとされているが、当時の図面に「旧焼却炉」及び「旧炭化炉」との記載がある。また、昭和40年（1965年）2月のごみ焼却場設置届には「昭和8年（1933年）に設置した佐藤式焼却炉を昭和26年（1951年）に岩本式自然通風固定炉に改造した」との記載がある。さらに、昭和21年（1946年）の空中写真には煙突のある建物の立地が確認できる。このことから、詳細は不明であるが、このエリアには昭和8年（1933年）以前からごみ焼却施設が設置されていたと考えられる。

昭和40年（1965年）に現在の名越クリーンセンターの位置にごみ焼却施設が設置され、昭和57年（1982年）に改修工事により焼却炉と関連施設の除去及び設置が行われ、煙突の位置が変更された。平成14年（2002年）には、ばいじん除去装置の電気集塵機からろ過集塵機の変更に伴い建物の増築、平成27年（2015年）には基幹的設備改良工事が行われ、現在に至っている。現在、名越クリーンセンターの施設内はコンクリートで被覆され、敷地内の車輛走行通路はアスファルトで舗装されており、通路沿いの一部に植栽・裸地が配置されている。

住宅地図によると、名越クリーンセンターのごみ焼却施設及び関連施設エリアのうち、北側及び西側の一部は過去には民家や事業場、豚舎として利用されていた。住宅地図及び土地登記簿において、名越クリーンセンター以外に確認された民間企業等を表4-2に示す。名越クリーンセンター以外に確認された民間企業として、住宅地図では過去に2社、土地登記簿では、土地所有者として6社が確認された。ただし、これらの民間企業について、企業名や業種、規模等を勘案すると、有害物質の取扱いは考えにくいと思われる。

#### ii) 山林（未利用地）

調査対象地のうち、名越クリーンセンターの南側エリアは高低差のある切り立った崖と山林に囲まれた立ち入ることが難しい地形となっており、過去から現在まで建物等の立地

は確認されていない未利用地である。

表 4-1 (1) 調査対象地の土地利用履歴等年表

| 年代                  | 調査対象地等の土地利用状況                                                                                                                                                                                                 | 根拠資料                                                                  |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 大正以前                | 地番 2069-1、2075 の所有権が個人から鎌倉町に移転された。                                                                                                                                                                            | ■ 土地登記簿                                                               |
| 大正 10 年<br>(1921 年) | 調査対象地には針葉樹林が表記されている。                                                                                                                                                                                          | ■ 旧版地図：国土地理院                                                          |
| 昭和 7 年<br>(1932 年)  | 地番 2072-1 から 2072-5、2072-6 が分筆された。                                                                                                                                                                            | ■ 土地登記簿                                                               |
| 昭和 8 年<br>(1933 年)  | ごみ焼却炉廃止届によると、昭和 8 年に佐藤式焼却炉を設置したと記載されている。                                                                                                                                                                      | ■ ごみ焼却場設置届<br>(昭和 40 年 2 月)<br>■ 土地登記簿                                |
| 昭和 11 年<br>(1936 年) | 地番 2075 の地目が畑から煤塵焼却炉へ変更された。                                                                                                                                                                                   | ■ 土地登記簿                                                               |
| 昭和 21 年<br>(1946 年) | 調査対象地には煙突のある建物、樹林地が写っている。                                                                                                                                                                                     | ■ 空中写真：国土地理院                                                          |
| 昭和 22 年<br>(1947 年) | 調査対象地には建物、針葉樹林が表記されている。                                                                                                                                                                                       | ■ 旧版地図：国土地理院                                                          |
| 昭和 24 年<br>(1949 年) | 鎌倉市ホームページ掲載資料によると、大町名越にじん芥焼却場が完成した。<br>じん芥焼却場関係綴によると、じん芥焼却場が現在の名越クリーンセンターの敷地内に竣工した。また、図面に「旧焼却炉」及び「旧炭化炉」との記載があることから、詳細は不明であるが昭和 24 年以前にごみ焼却施設が設置されていたと考えられる。                                                   | ■ 鎌倉市ホームページ掲載資料（事業年表）<br>■ 塵芥焼却場関係綴                                   |
| 昭和 26 年<br>(1951 年) | 佐藤式焼却炉を岩本式自然通風固定炉に改造している。                                                                                                                                                                                     | ■ ごみ焼却場設置届<br>(昭和 40 年 2 月)                                           |
| 昭和 30 年<br>(1955 年) | 地番 2082 の所有権が個人から旭織物株式会社に移転された。事業内容の詳細については不明である。                                                                                                                                                             | ■ 土地登記簿                                                               |
| 昭和 31 年<br>(1956 年) | 調査対象地にはごみ焼却施設、道路、樹林地が写っている。                                                                                                                                                                                   | ■ 空中写真：国土地理院                                                          |
| 昭和 38 年<br>(1963 年) | 調査対象地にはごみ焼却施設、道路、樹林地が写っている。                                                                                                                                                                                   | ■ 空中写真：国土地理院                                                          |
| 昭和 40 年<br>(1965 年) | ごみ焼却炉廃止届によると、公害防止装置が無く老朽化した焼却炉を廃止し、現在の名越クリーンセンターが新設された。                                                                                                                                                       | ■ ごみ焼却炉廃止届<br>(昭和 40 年 2 月)                                           |
| 昭和 41 年<br>(1966 年) | 調査対象地には建物、煙突が表記されている。<br>鎌倉市ホームページ掲載資料によると、1 月に名越清掃工場（現在の名越クリーンセンター）が完成した。                                                                                                                                    | ■ 旧版地図：国土地理院<br>■ 鎌倉市ホームページ掲載資料（事業年表）                                 |
| 昭和 53 年<br>(1978 年) | 調査対象地にはごみ焼却施設及び関連建物、駐車場、道路、樹林地が写っている。<br>土地登記簿によると、地番 2072-1 の所有権が長勝寺から株式会社法蓮興業に移転された。                                                                                                                        | ■ 空中写真：国土地理院<br>■ 土地登記簿                                               |
| 昭和 55 年<br>(1980 年) | 地番 2073-3 に 2074、2078、2081-2 を合筆したのち 2073-5 を分筆した。地番 2069-1 及び 2075 は煤塵焼却炉から雑種地に地目変更し、2069-1 は 2069-3、2070-2 を合筆し、2075 は 2076、2077、2082-2 を合筆した。                                                              | ■ 土地登記簿                                                               |
| 昭和 56 年<br>(1981 年) | 地番 2075-3、2075-4 の所有者が鎌倉市として所有権保存された。                                                                                                                                                                         | ■ 土地登記簿                                                               |
| 昭和 57 年<br>(1982 年) | 鎌倉市ホームページ掲載資料によると、1 月に名越クリーンセンターの改修工事が完成した。<br>指定工場に係る変更完了届出書によると、名越クリーンセンターの焼却炉及び関連施設（灰バンカ含む）の除却及び設置が行われ、煙突の位置が変更された。<br>土地登記簿によると、地番 2070-1 の所有権が個人から株式会社神中運輸に移転された。また、地番 2075-1、2081-1 の所有権が個人から鎌倉市に移転された。 | ■ 鎌倉市ホームページ掲載資料（事業年表）<br>■ 指定工場に係る変更完了届出書<br>(昭和 57 年 2 月)<br>■ 土地登記簿 |
| 昭和 58 年<br>(1983 年) | 調査対象地にはごみ焼却施設及び関連建物、駐車場、道路、樹林地が写っている。                                                                                                                                                                         | ■ 空中写真：国土地理院                                                          |

表 4-1 (2) 調査対象地の土地利用履歴等年表

| 年代                  | 調査対象地等の土地利用状況                                                                                                                                                                                                        | 根拠資料                                                       |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 昭和 59 年<br>(1984 年) | 地番 2071-1 から 2070-4 を分筆し、所有権が株式会社神中運輸から鎌倉市に移転された。                                                                                                                                                                    | ■ 土地登記簿                                                    |
| 昭和 61 年<br>(1986 年) | 調査対象地には鎌倉市名越清掃工場名越清掃(事)、羽根塗装店、車輛置場、駐車場、ソーコ、豚舎、個人宅、広葉樹林、道、崖(岩)が表記されている。                                                                                                                                               | ■ 住宅地図: (株)ゼンリン                                            |
| 昭和 63 年<br>(1988 年) | 調査対象地にはごみ焼却施設及び関連建物、駐車場、道路、樹林地が写っている。                                                                                                                                                                                | ■ 空中写真: 国土地理院                                              |
| 平成 2 年<br>(1990 年)  | 調査対象地には鎌倉市名越清掃工場名越清掃(事)、鎌倉青少年レクリエーションセンターアスレチック場、羽根塗装店、車輛置場、駐車場、ソーコ、個人宅、広葉樹林、道、崖(岩)が表記されている。                                                                                                                         | ■ 住宅地図: (株)ゼンリン                                            |
| 平成 8 年<br>(1996 年)  | 地番 2072 番 1 の所有権が株式会社法蓮興業から太平洋銀総合管理株式会社(わかしお総合管理株式会社)へ移転された。                                                                                                                                                         | ■ 土地登記簿                                                    |
| 平成 9 年<br>(1997 年)  | 調査対象地にはごみ焼却施設及び関連建物、駐車場、道路、樹林地が写っている。                                                                                                                                                                                | ■ 空中写真: 国土地理院                                              |
| 平成 12 年<br>(2000 年) | 住宅地図によると、調査対象地には鎌倉市名越クリーンセンター名越清掃工場(事)、(有)ハーフラインプロデュース、羽根塗装店、ソーコ、広葉樹林、崖(岩)が表記されている。<br>地番 2072-1 に 2073-1 を合筆後 2072-8~11 を分筆し、所有権がわかしお総合管理株式会社から太一陶業株式会社へ移転された。                                                      | ■ 住宅地図: (株)ゼンリン<br>■ 土地登記簿                                 |
| 平成 13 年<br>(2001 年) | 地番 2072-1 の所有権が太一陶業株式会社から個人へ移転された。                                                                                                                                                                                   | ■ 土地登記簿                                                    |
| 平成 14 年<br>(2002 年) | 鎌倉市ホームページ掲載資料によると、11 月に名越クリーンセンターのダイオキシン類対策工事が完成した。<br>一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書によると、名越クリーンセンターのごみ焼却施設において、ばいじん除去装置の電気集塵機からろ過集塵機への変更に伴い、建物の増築を行っている。                                                                         | ■ 鎌倉市ホームページ掲載資料(事業年表)<br>■ 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(平成 14 年 12 月) |
| 平成 19 年<br>(2007 年) | 調査対象地にはごみ焼却施設及び関連建物、駐車場、道路、樹林地が写っている。                                                                                                                                                                                | ■ 空中写真: 国土地理院                                              |
| 平成 22 年<br>(2010 年) | 調査対象地には鎌倉市名越クリーンセンター名越清掃事務所、重環オペレーション(株)名越事業所、駐車場、堆肥置場、道路、広葉樹林、崖(岩)が表記されている。                                                                                                                                         | ■ 住宅地図: (株)ゼンリン                                            |
| 平成 27 年<br>(2015 年) | 鎌倉市ホームページ掲載資料やパンフレットによると、施設延命化工事として、名越クリーンセンターの基幹的設備改良工事が完成した。                                                                                                                                                       | ■ パンフレット<br>■ 鎌倉市ホームページ掲載資料(事業年表)                          |
| 平成 29 年<br>(2017 年) | 名越クリーンセンターの持ち込みごみ受け入れ施設の設置工事が完了した。                                                                                                                                                                                   | ■ 鎌倉市ホームページ掲載資料(事業年表)                                      |
| 平成 30 年<br>(2018 年) | 地番 2072-1 は個人から株式会社 CAS へ所有権移転され、現在に至る。                                                                                                                                                                              | ■ 土地登記簿                                                    |
| 令和元年<br>(2019 年)    | 調査対象地にはごみ焼却施設及び関連建物、駐車場、道路、樹林地が写っている。                                                                                                                                                                                | ■ 空中写真: 国土地理院                                              |
| 令和 3 年<br>(2021 年)  | 調査対象地には鎌倉市名越クリーンセンター、テスコ(株)名越事業所、第 1 計量場、第 2 計量場、駐車場、広葉樹林、崖(岩)が表記されている。                                                                                                                                              | ■ 住宅地図: (株)ゼンリン                                            |
| 令和 4 年<br>(2022 年)  | 聴取調査によると、焼却棟での業務内容としては、可燃ごみの受け入れ、粗大ごみ破碎、焼却、排ガス処理、金属圧縮、灰搬出を行っている。<br>現地調査によると、調査対象地の中央付近には名越クリーンセンター及び関連施設が立地し、現在も一般廃棄物の焼却処理及び粗大ごみ等の受け入れを行っている。名越クリーンセンターの南西から南側の境界付近は、高低差のある切り立った崖と山林に囲まれており、山林には立ち入ることが難しい地形となっている。 | ■ 聴取調査記録<br>■ 現地調査記録                                       |

表 4-2 住宅地図及び土地登記簿において名越クリーンセンター以外に確認された民間企業等

| 掲載資料                    | 年 代                                         | 位置（地番）               | 民間企業等の名称                                                                                | 確認結果（業種等）                                                                                                                                                                  |
|-------------------------|---------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅地図に記載が確認された企業         | 昭和61年（1986年）<br>平成2年（1990年）<br>平成12年（2000年） | 2066番1               | 羽根塗装店                                                                                   | 住宅地図では、企業名と個人名が併記されていることから、塗装工事を行う個人事業主の自宅兼事務所等であったと考えられ、有害物質の取扱いは考えにくい。                                                                                                   |
|                         | 平成12年（2000年）                                | 2066番1               | (有)ハーフラインプロデュース                                                                         | 住宅地図では、平成2年（1990年）は個人宅、平成12年（2000年）は企業名と個人名が併記されていることから、業種は不明であるが自宅兼事務所等であったと考えられ、有害物質の取扱いは考えにくい。                                                                          |
| 土地登記簿で所有者であったことが確認された企業 | 昭和30年（1955年）                                | 2082番                | 旭織物株式会社                                                                                 | 土地登記簿によると、旭織物株式会社は昭和30年（1955年）に競売により土地権利を取得し、昭和51年（1976年）に売却している。<br>企業名から繊維、服飾関連企業と考えられる。<br>調査対象地での具体的な作業内容は確認できなかったが、有害物質を取り扱っていたという事実は確認されなかった。                        |
|                         | 昭和57年（1982年）                                | 2070番1               | 株式会社神中運輸                                                                                | 土地登記簿によると、株式会社神中運輸は売買により昭和57年（1982年）に土地を取得し、昭和59年（1984年）に鎌倉市に売却している。<br>ホームページに掲載の業務内容は以下のとおり。<br>・廃棄物収集運搬<br>・浄化槽維持管理<br>・維持管理、清掃業務等<br>業務内容から、調査対象地での有害物質の直接的な取扱いは考えにくい。 |
|                         | 昭和53年（1978年）                                | 2072番1 <sup>注)</sup> | 株式会社法蓮興業                                                                                | 登記面積3,043㎡のうち71.43㎡のみが調査対象地の範囲に含まれる。<br>空中写真や住宅地図によると、調査対象地の範囲については、名越クリーンセンター以外の土地利用は確認されなかった。                                                                            |
|                         | 平成8年（1996年）                                 | 2072番1 <sup>注)</sup> | 太平洋銀総合管理株式会社<br>→わかしお総合管理株式会社(商号変更)                                                     |                                                                                                                                                                            |
|                         | 平成12年（2000年）                                | 2072番1 <sup>注)</sup> | 太一陶業株式会社<br>・タイル、レンガの販売・施工<br>・石材の販売・施工<br>・土木、建築工事の設計、施工、監理<br>・不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介業務 等 |                                                                                                                                                                            |
|                         | 平成30年（2018年）                                | 2072番1 <sup>注)</sup> | 株式会社CAS<br>・総合建設業<br>・解体並びに廃棄物の運搬<br>・不動産の所有、売買、賃貸、管理並びに仲介業 等                           |                                                                                                                                                                            |

注）2072番1は一部（登記面積3,043㎡のうち71.43㎡）が調査対象地に含まれる。

表 4-3 ごみ焼却施設の設置状況の変遷

| 年月日                      | 届出書類等の名称                           | 関係法令    | 記載内容等                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------|------------------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 8 年<br>(1933 年)       | 1965 年 (昭和 40 年) 2 月のごみ焼却場設置届に記載   | —       | ・佐藤式の焼却炉が建設された                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 昭和 24 年<br>(1949 年)      | 大町名越のじん芥焼却場 完成                     | —       | ・現在のごみ焼却施設以前に設置されていた施設<br>・図面にはこの施設以前の「旧焼却炉」及び「旧炭化炉」の位置が記載されているが、詳細は不明                                                                                                                                                                                                                                     |
| 昭和 26 年<br>(1951 年)      | 1965 年 (昭和 40 年) 2 月のごみ焼却場設置届に記載   | —       | ・昭和 8 年に設置した佐藤式焼却炉を岩本式自然通風固定炉に改造                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 昭和 42 年 2 月<br>(1967 年)  | ごみ焼却炉廃止届                           | 清掃法     | ・上記の昭和 8 年に建設された焼却炉廃止及び新規設置のための届出<br>・処理能力 72 t/日 (50 t/8 h)<br>・汽車式機械炉 (除塵装置付高温焼却炉)<br>・工場排水も排水処理後に放流<br>・汚泥は焼却灰と混ぜ、フライトコンベア内に入れて埋め立て処分                                                                                                                                                                   |
| 昭和 55 年 4 月<br>(1980 年)  | 一般廃棄物設置届<br>(ごみ処理施設)               | 廃掃法     | ・連続機械式焼却炉 (75 t/24 h 連続×2 機)<br>・放流方法: 市下水道法流 (生活排水のみ)<br>・残灰等の処分方法: 埋立処分<br>・電気集塵機<br>・排水処理設備概要: 灰冷却排水、雑排水 (床洗い洗濯等)、化学実験排水は灰沈殿槽で分離した後の上澄みは 沈砂、スクリーン処理する。<br>・収支線図より、受水槽→生活排水、洗車装置→公共下水道<br>・他処理水は排水処理後に冷却室へ行き循環利用<br>・ごみピット排水はごみ汚水槽を経てバキューム車によりし尿処理場へ搬出、し尿と併合処理する<br>・洗車排水は洗車装置近傍で、除渣、沈砂、油水分離したのち公共下水道へ放流 |
| 昭和 57 年 1 月<br>(1982 年)  | 名越清掃工場ごみ焼却施設 既存施設 竣工               |         | ・建て替え (全面撤去) し、既存施設へ。煙突の位置変更。<br>・工場排水等は排水処理後に冷却水等に再利用 (場内で循環利用)<br>・薬品溶解装置にて、凝集沈殿処理に使用する硫酸バンド (薬品) 及び粉末系の高分子凝集剤を溶解してから、薬品混合槽で使用する。<br>・電気集塵機使用                                                                                                                                                            |
| 昭和 57 年 2 月<br>(1982 年)  | 指定工場に係る変更完了届出書                     | 公害防止条例  | ・公害防止のために塩化水素除去装置追加                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 平成 13 年 4 月<br>(2001 年)  | ダイオキシン類対策特別措置法                     | 措置法     | ・発生ガスの処理方法、電気集塵機→ろ過式集塵機へ変更<br>・減温塔及びろ過式集塵機から排出されるばいじんを適正に処理するための灰固形化施設を整備<br>・集じん灰搬送コンベア改造、集じん灰タンク設置、混練固化工装設置<br>・集塵機入口を 200℃まで減温し、消石灰、活性炭及び反応助剤を吹き込むとともに集塵機をろ過式集塵機に変更、ダイオキシンを含む有害ガスの抑制を図る                                                                                                                 |
| 平成 14 年 11 月<br>(2002 年) | 鎌倉市名越クリーンセンター<br>ダイオキシン類削減等対策工事 竣工 |         | ・既設の工場 (昭和 57 年) に、新たに増築棟を建築                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                          | 指定作業所にかかわる変更完了届                    | 公害防止    | ・公害防止のための装置の変更<br>・飛灰処理装置の更新: 加熱処理で焼却場と混ぜて最終処分場へ                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 平成 25 年 3 月<br>(2013 年)  | ばい煙発生施設設置変更届出書                     | 大気汚染防止法 | ・大規模改良工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                          | 特定施設設置変更届出書                        | 措置法     | ・大規模改良工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 平成 25 年 4 月<br>(2013 年)  | 一般廃棄物処理施設変更届出書                     | 廃掃法     | ・基幹的設備改良工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |



図4-2 (1) ごみ焼却施設の設置状況の変遷 (昭和7年 (1932年))



図4-2 (2) ごみ焼却施設の設置状況の変遷 (昭和24年 (1949年))

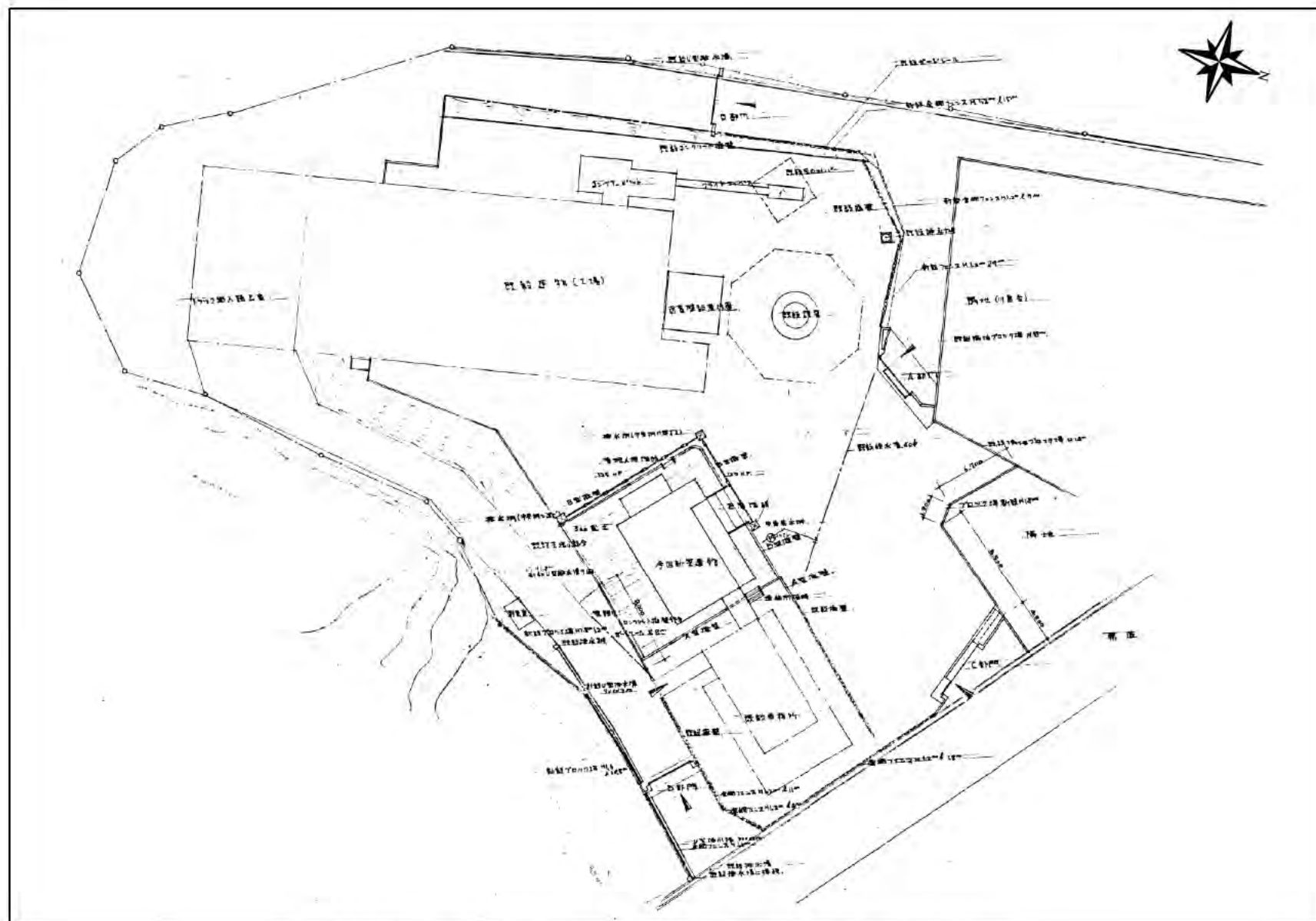


図 4-2 (3) ごみ焼却施設の設置状況の変遷 (昭和 40 年 (1965 年))

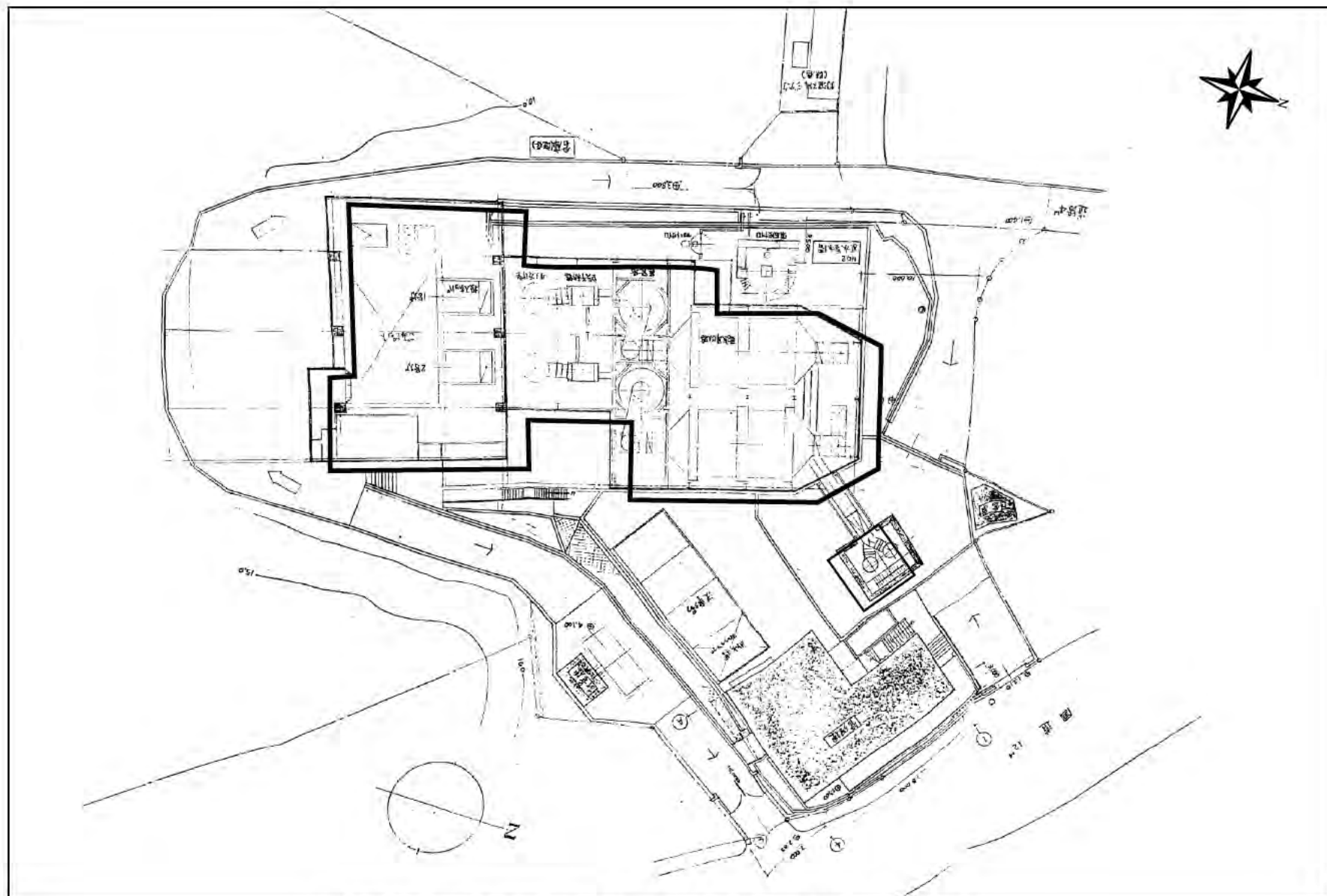


図 4-2 (4) ごみ焼却施設の設置状況の変遷 (昭和 55 年 (1980 年))

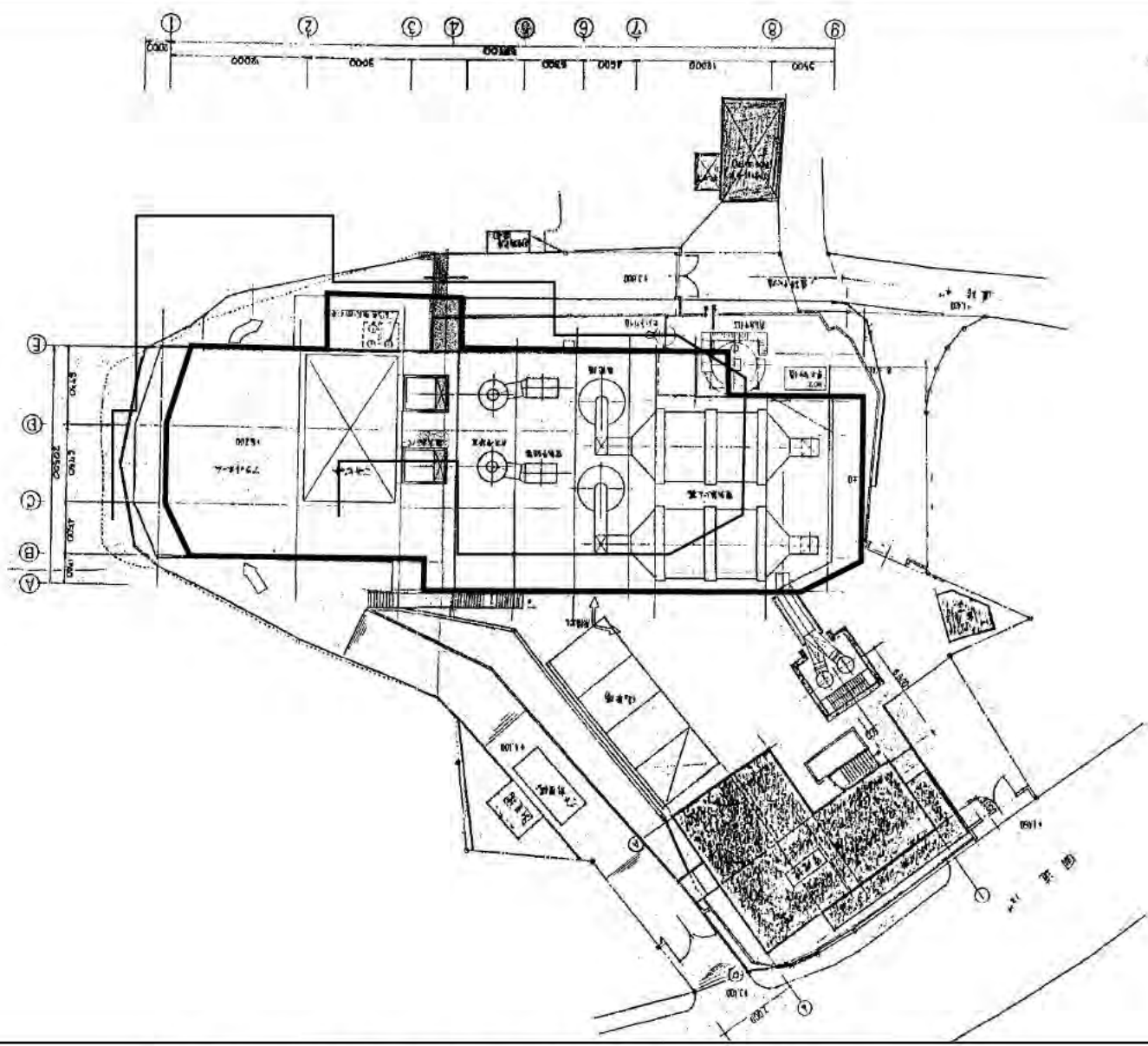


図 4-2 (5) ごみ焼却施設の設置状況の変遷 (平成 5 年 (1993 年))

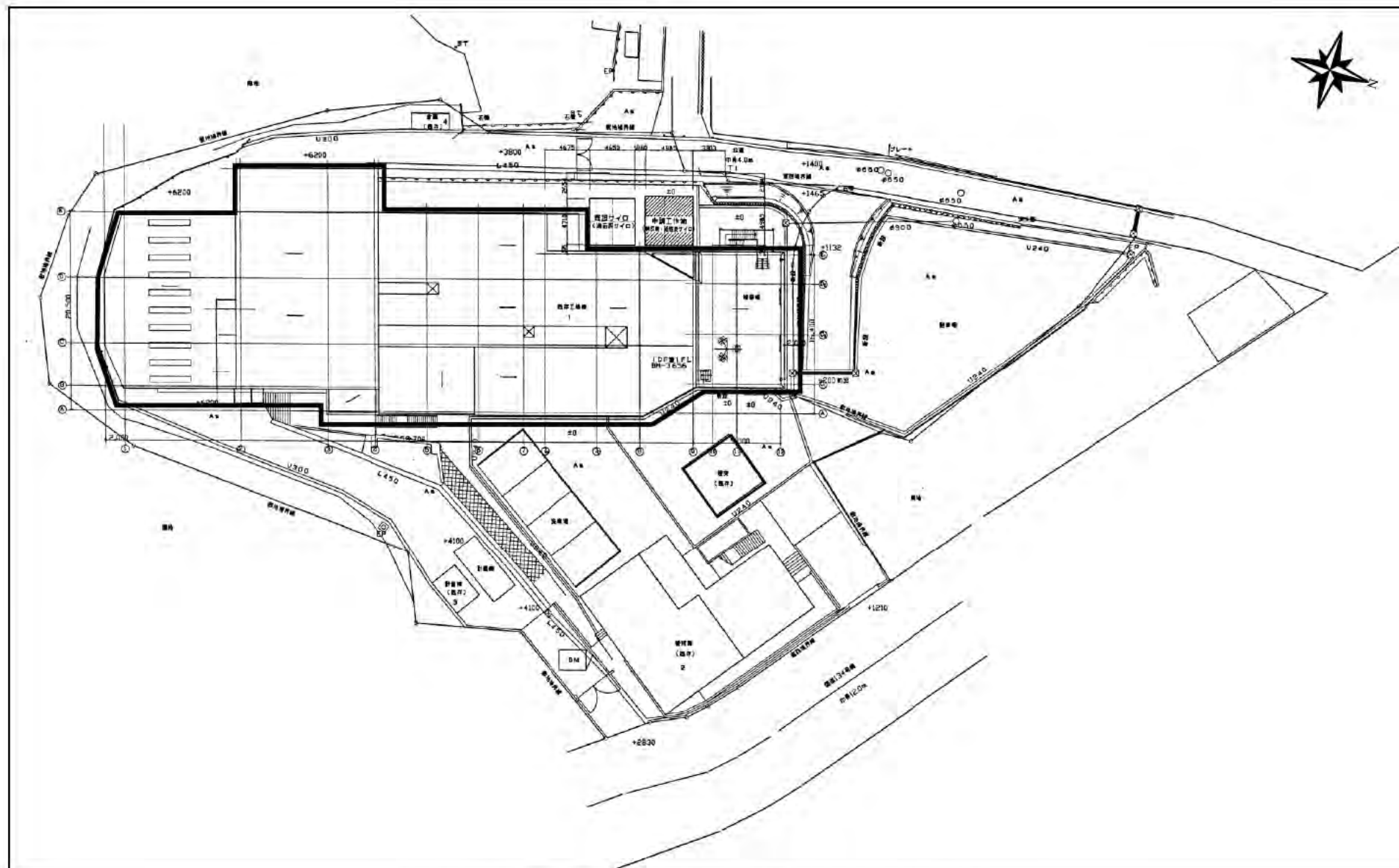


図 4-2 (6) ごみ焼却施設の設置状況の変遷 (平成 13 年 (2001 年))

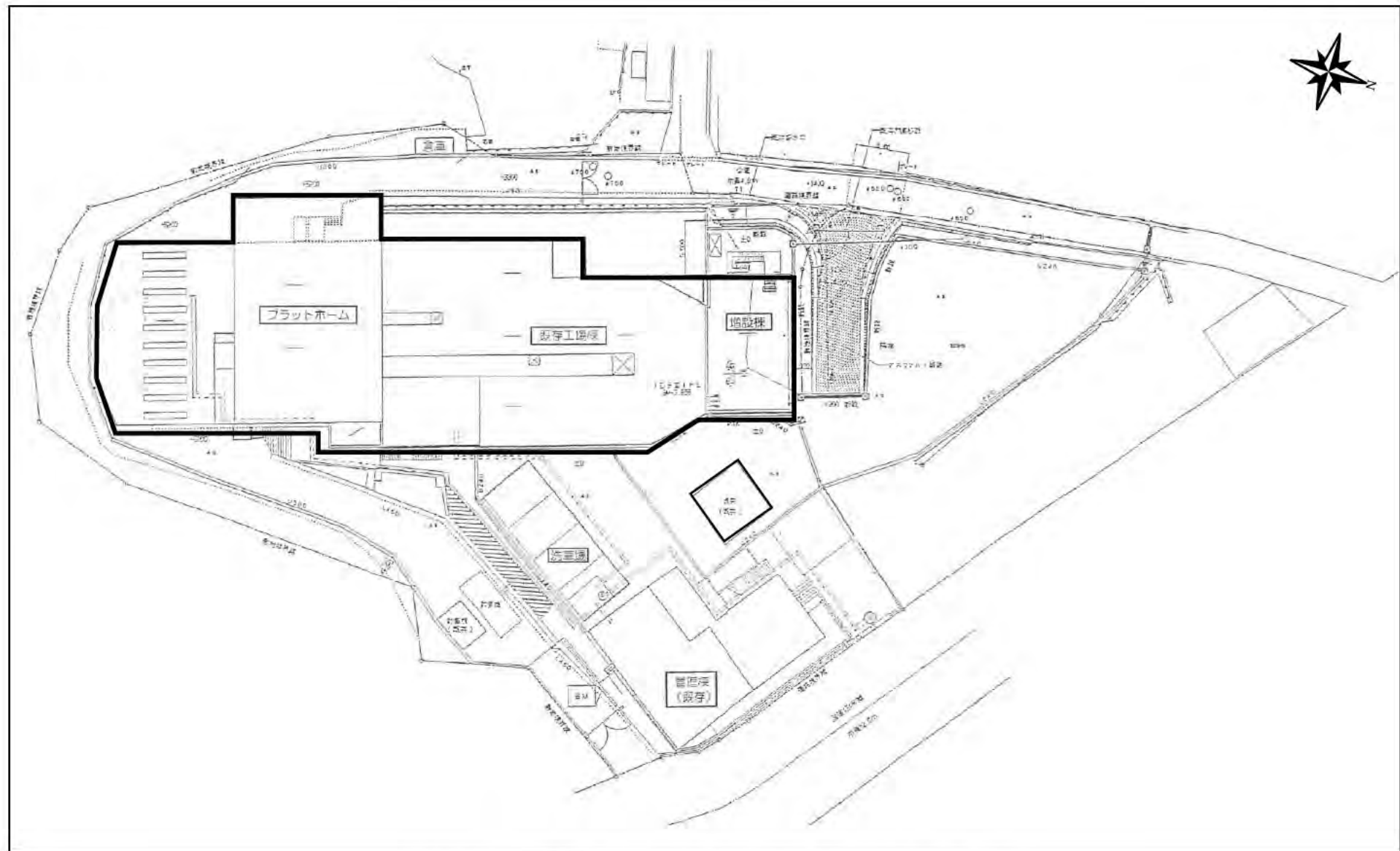
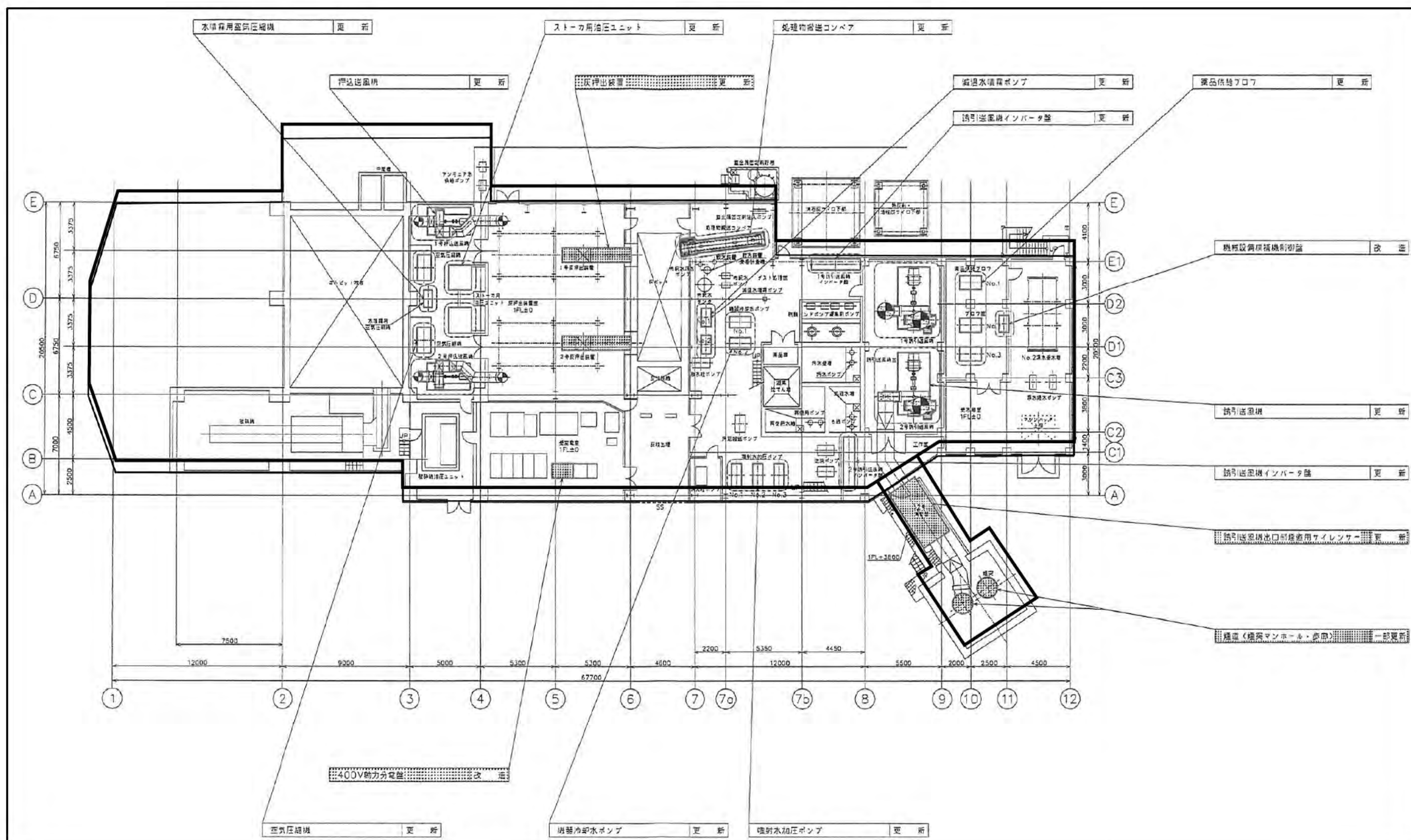


図 4-2 (7) ごみ焼却施設の設置状況の変遷 (現在の施設配置)



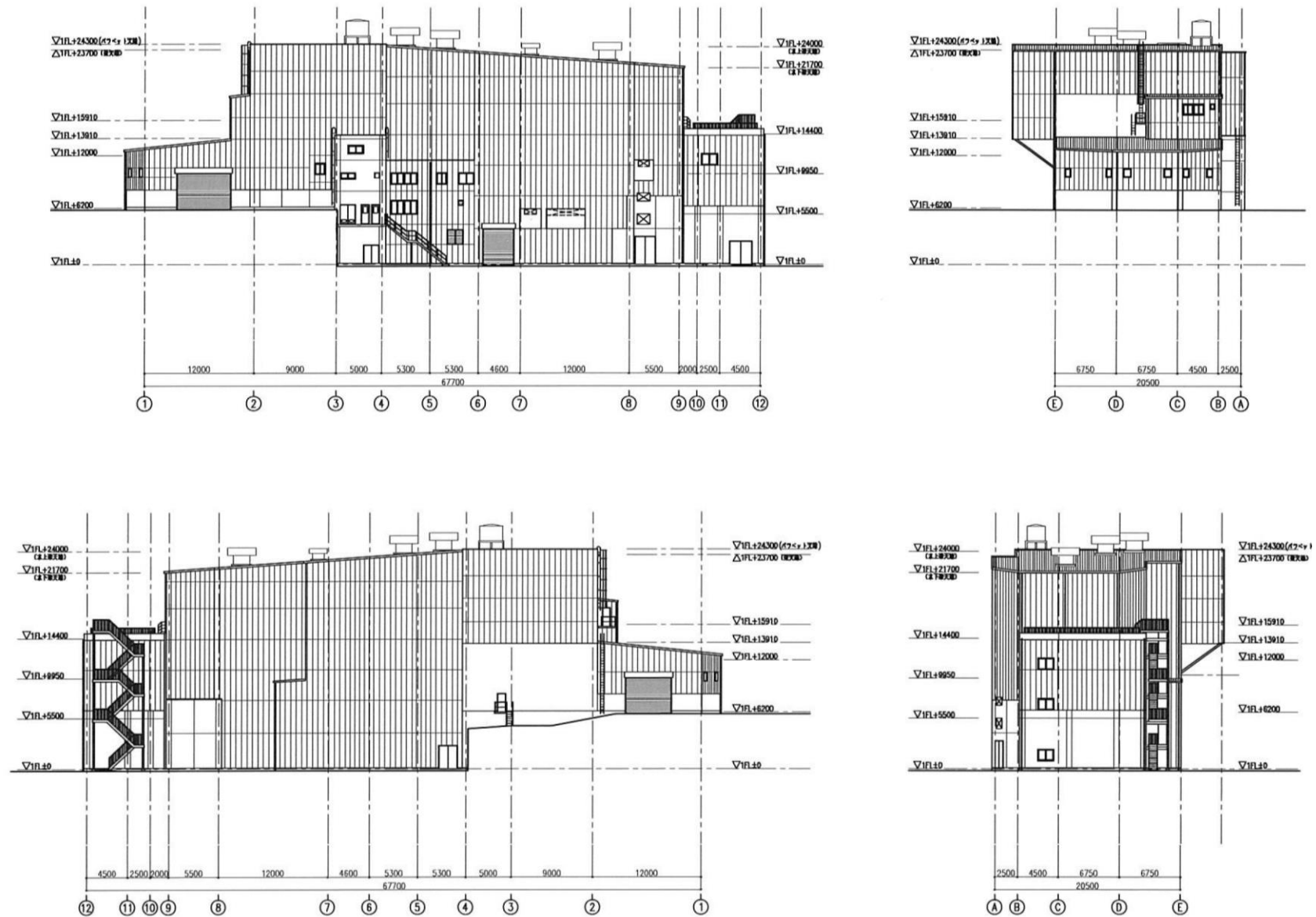


図 4-3 (2) 名越クリーンセンターごみ焼却施設 (立面図)

## ② 地表の高さの変更、地質に関する情報

### i) 埋立や造成などによって地表の位置が変更された履歴

調査対象地の地形分類図を図4-4に示す。

地形分類図によると、調査対象地は一般斜面と人工地形の平坦化地(h1)に分類されている。

調査対象地のうち、名越クリーンセンターのごみ焼却施設及び関連施設エリアは一般廃棄物処理施設の新築や増築、建て替え等が行われてきている。

現在の名越クリーンセンターは県道よりも低い位置にあり、県道や外周道路にはスロープで上り下りする位置関係にある。

昭和40年（1965年）の地質調査結果の調査位置図では計画段階の建物部分を横断するように複数の等高線が走り、傾斜地を切土して施設建設を行っていることから、ごみ焼却施設エリアは建て替えにより地表の位置は変更された履歴がある。

調査対象地の南側は、過去から現在まで高低差のある切り立った崖と山林の未利用地となっていることから、大幅な地表位置の変更はないものと考えられる。



出典：「土地分類基本調査図 地形分類図 横須賀・三崎」（昭和61年、神奈川県）

図 4-4 地形分類図

## ii) 調査対象地における地質の構成及び地下水位

調査対象地の地質調査結果に関する資料を以下に示す。

図4-5 表層地質図

図4-6 ボーリング調査地点（昭和40年（1965年））

図4-7 (1) ～ (2) 地質想定断面図（昭和40年（1965年））

図4-8 ボーリング柱状図（昭和40年（1965年））

図4-9 ボーリング調査地点（昭和53年（1978年））

図4-10 (1) ～ (2) 地質想定断面図（昭和53年（1978年））

図4-11 ボーリング柱状図（昭和53年（1978年））

図4-12 ボーリング調査地点（令和4年（2022年））

図4-13 ボーリング柱状図（令和4年（2022年））

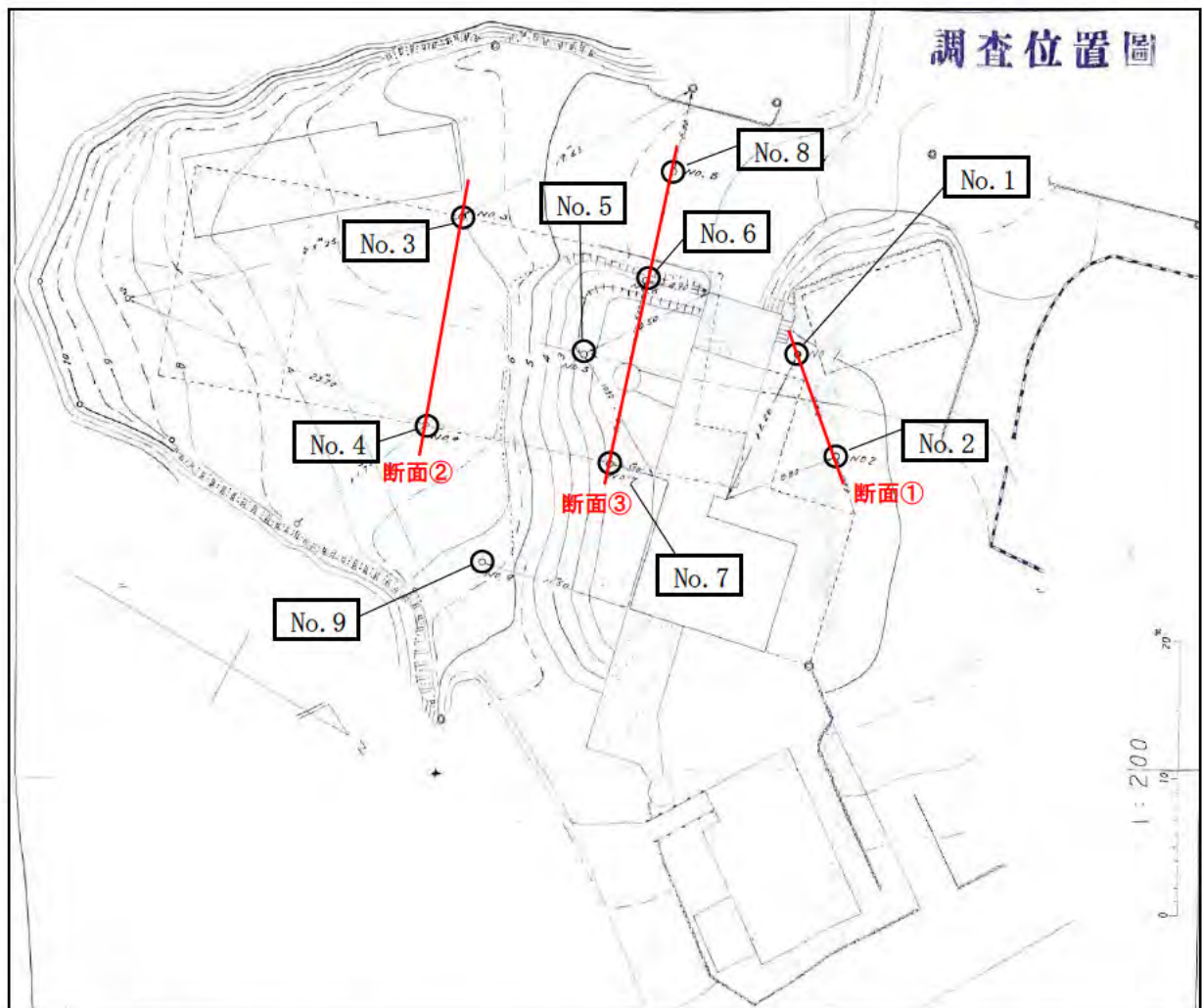
表層地質図によると、調査対象地の地質は未固結堆積物の泥、砂と逗子層の泥岩・砂岩で構成されている。

地質調査に関する資料によると、調査対象地の地表部には、地点によって層厚が異なるが昭和40年（1965年）の地質調査結果では地表から6.5mまで盛土、その下に、シルト及び泥岩層が分布している。昭和53年（1978年）の地質調査結果では、地表から5.45mまで埋土、その下に、土丹混り粘土層及び土丹層が分布する。令和4年（2022年）の地質調査結果では、地表から4.5mの埋土、その下に、礫混じりシルト、及び泥岩層が分布している。



出典：「土地分類基本調査図 表層地質図 横須賀・三崎」（昭和61年、神奈川県）

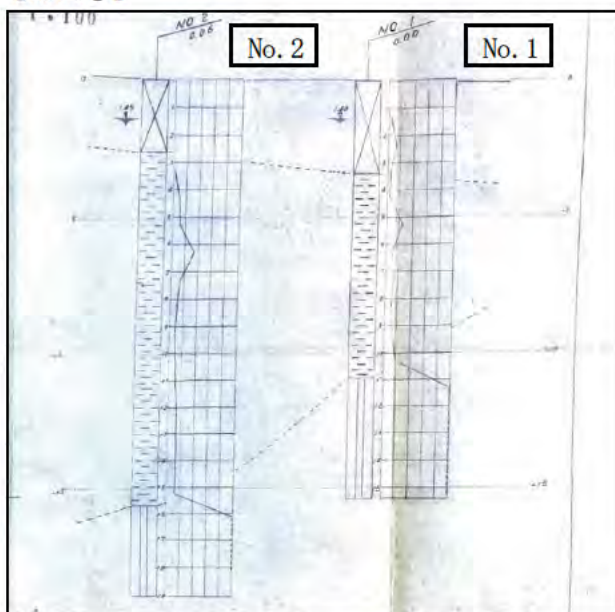
図 4-5 表層地質図



出典：「名越塵芥焼却場地質調査」（昭和40年2月宝光化研工業株式会社）

図 4-6 ボーリング調査地点（昭和 40 年（1965 年））

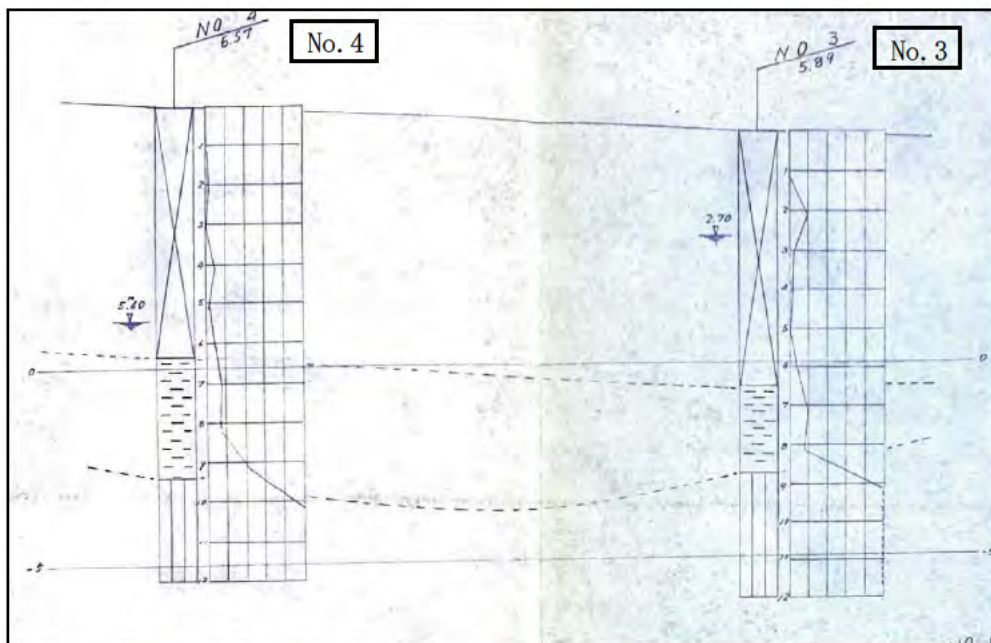
【断面①】



出典：「名越芥焼却場地質調査」（昭和40年2月宝光化研工業株式会社）

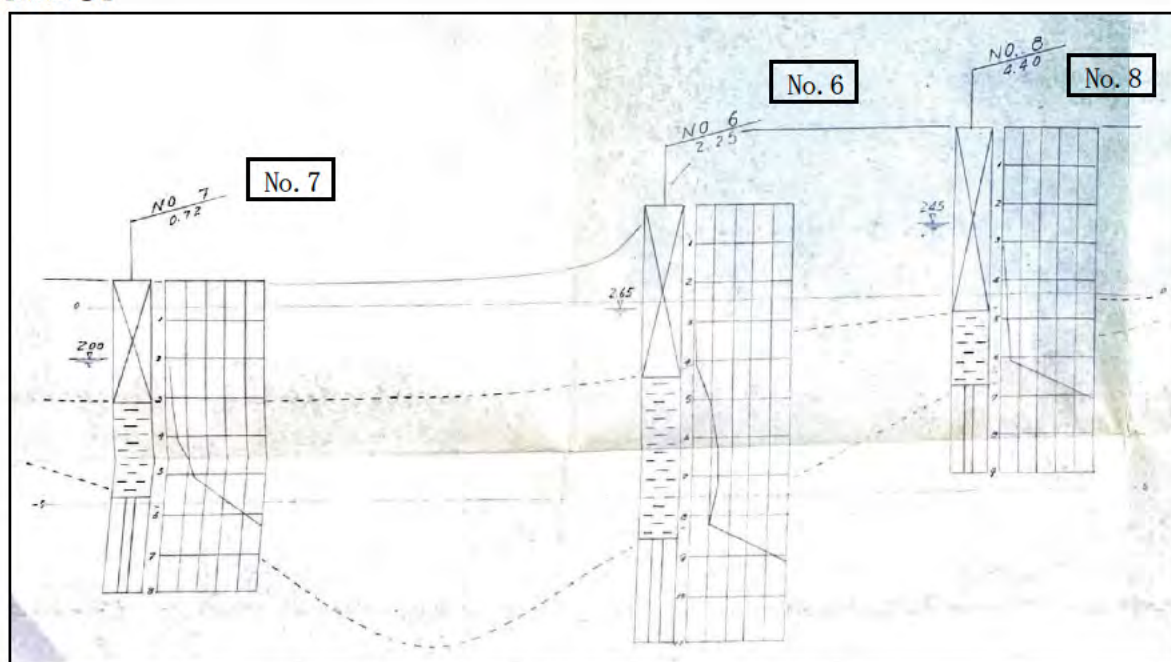
図 4-7 (1) 地質想定断面図（昭和 40 年（1965 年））

【断面②】



出典：「名越塵芥焼却場地質調査」（昭和40年2月宝光化工工業株式会社）

【断面③】



出典：名「越塵芥焼却場地質調査」（昭和40年2月宝光化工工業株式会社）

図 4-7 (2) 地質想定断面図（昭和 40 年（1965 年））

# 地質柱状図及標準貫入試験結果図

## 第 5 号孔

調査名 名越塵芥焼却場敷地地質調査

調査場所

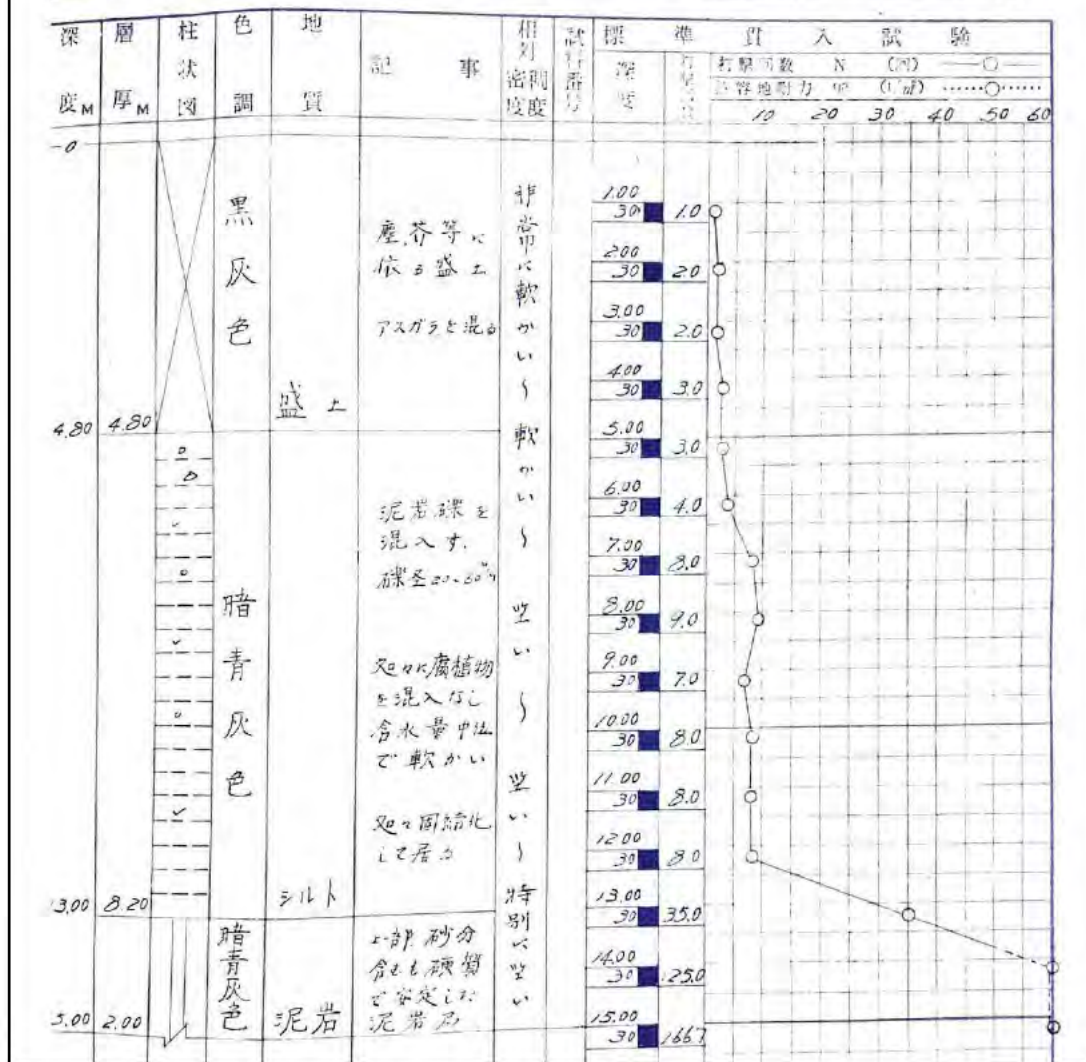
調査月日 昭和40年2月12日～2月13日

標 高

地下水位

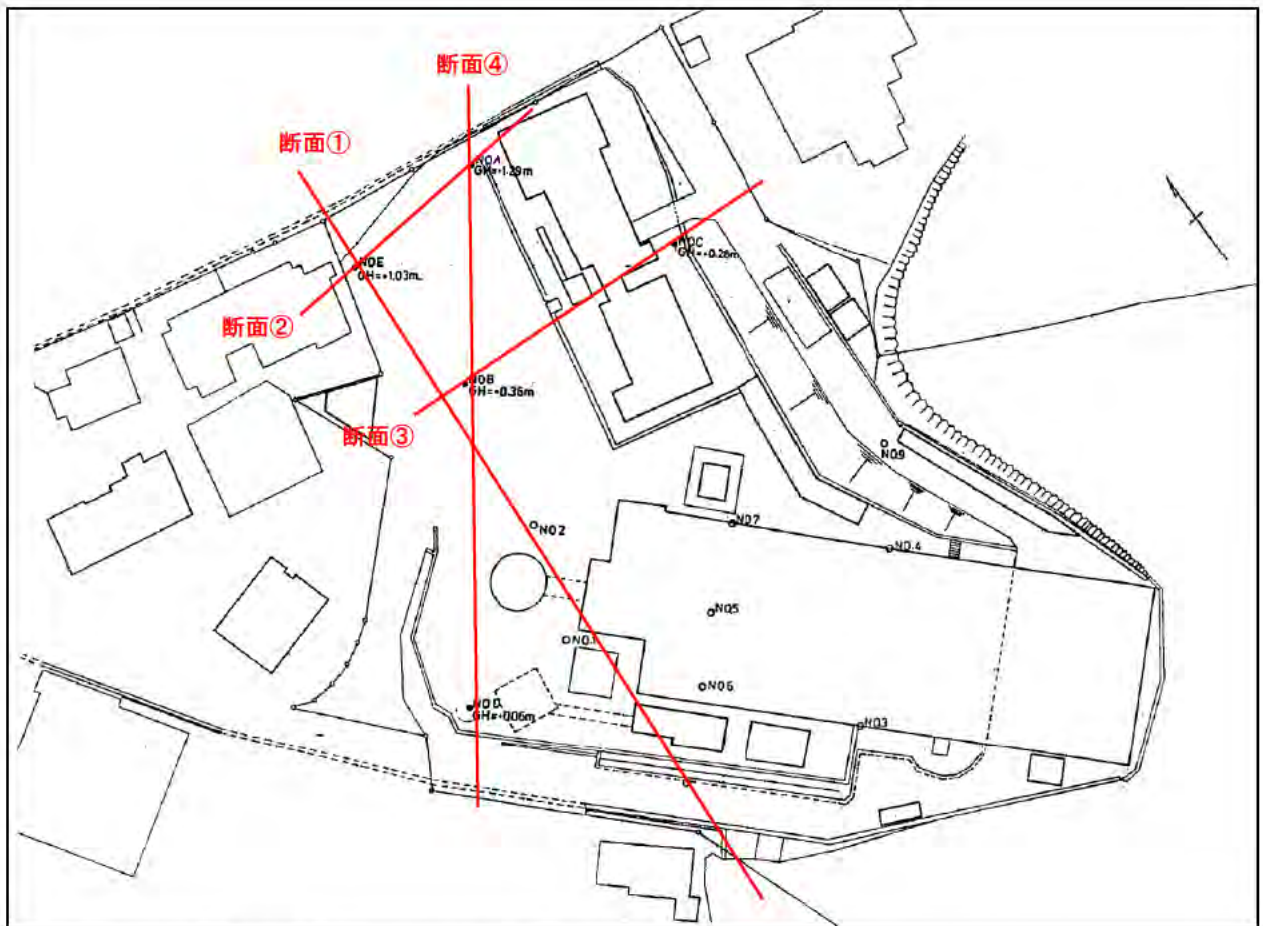
2.45

担当者



出典：「名越塵芥焼却場地質調査」（昭和40年2月宝光化研工業株式会社）

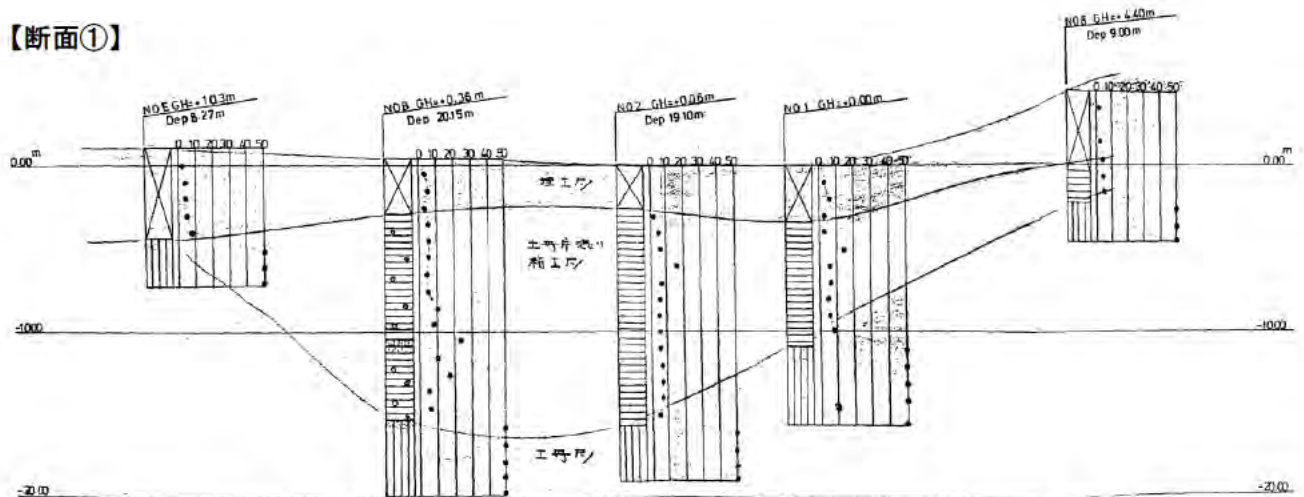
図 4-8 ボーリング柱状図（地点名：No. 5）（昭和 40 年（1965 年））



出典：「名越清掃工場地質調査」（昭和53年8月第一開発株式会社）

図 4-9 ボーリング調査地点（昭和 53 年（1978 年））

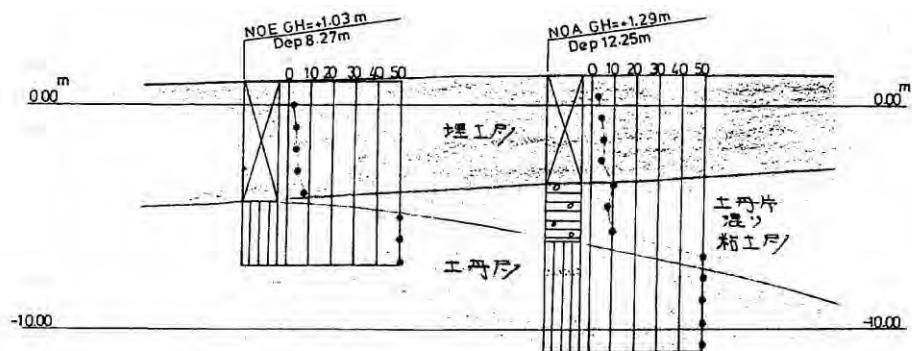
【断面①】



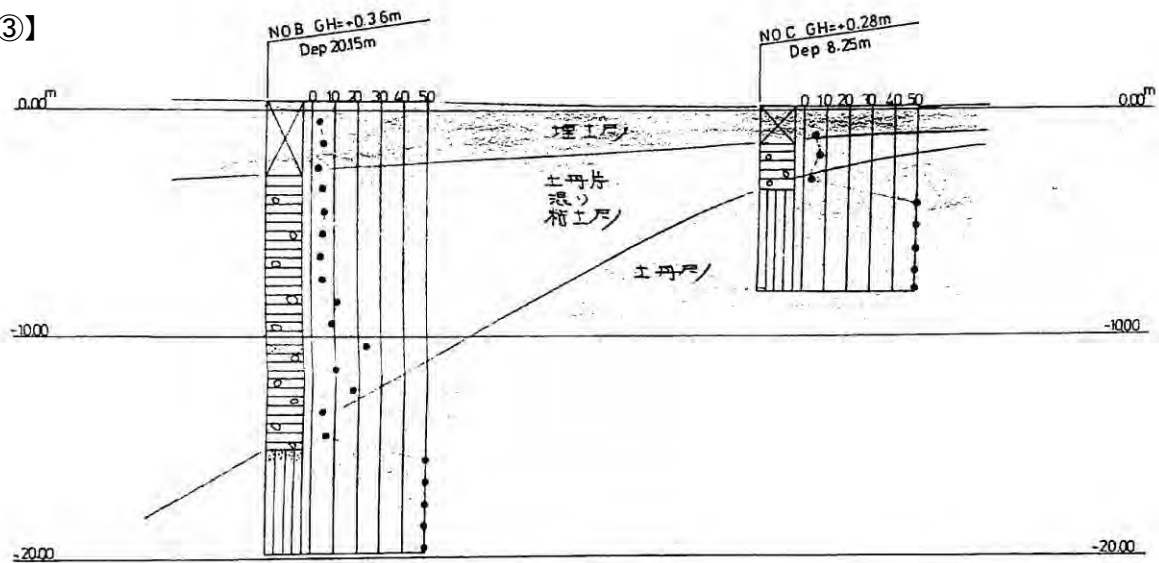
出典：「名越清掃工場地質調査」（昭和53年8月第一開発株式会社）

図 4-10 (1) 地質想定断面図（昭和 53 年（1978 年））

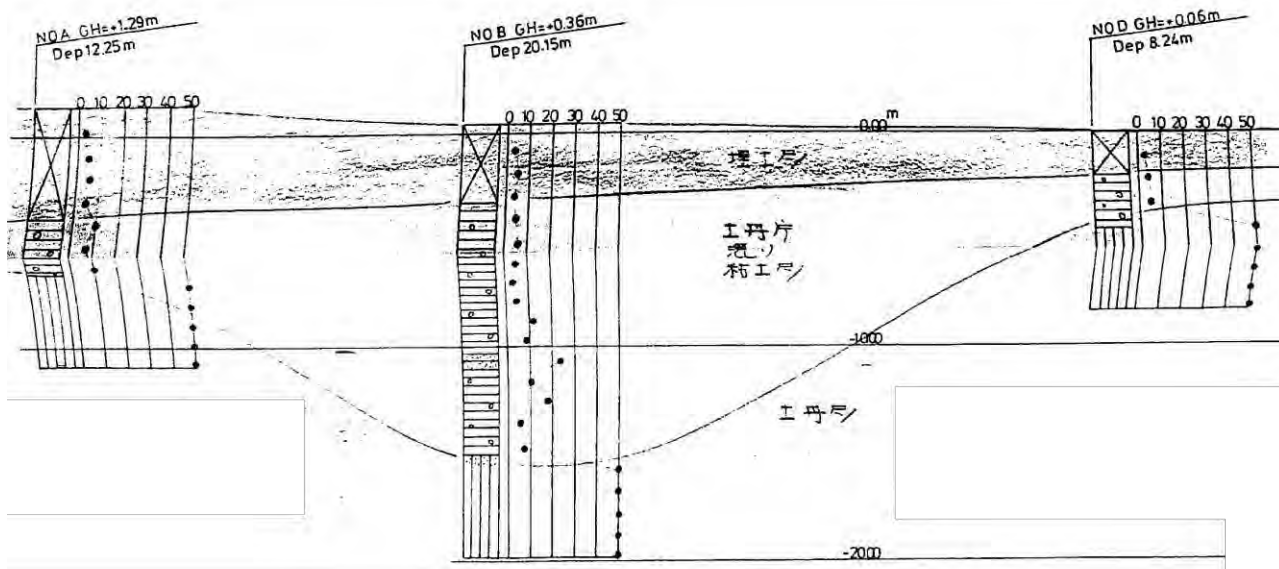
【断面②】



【断面③】

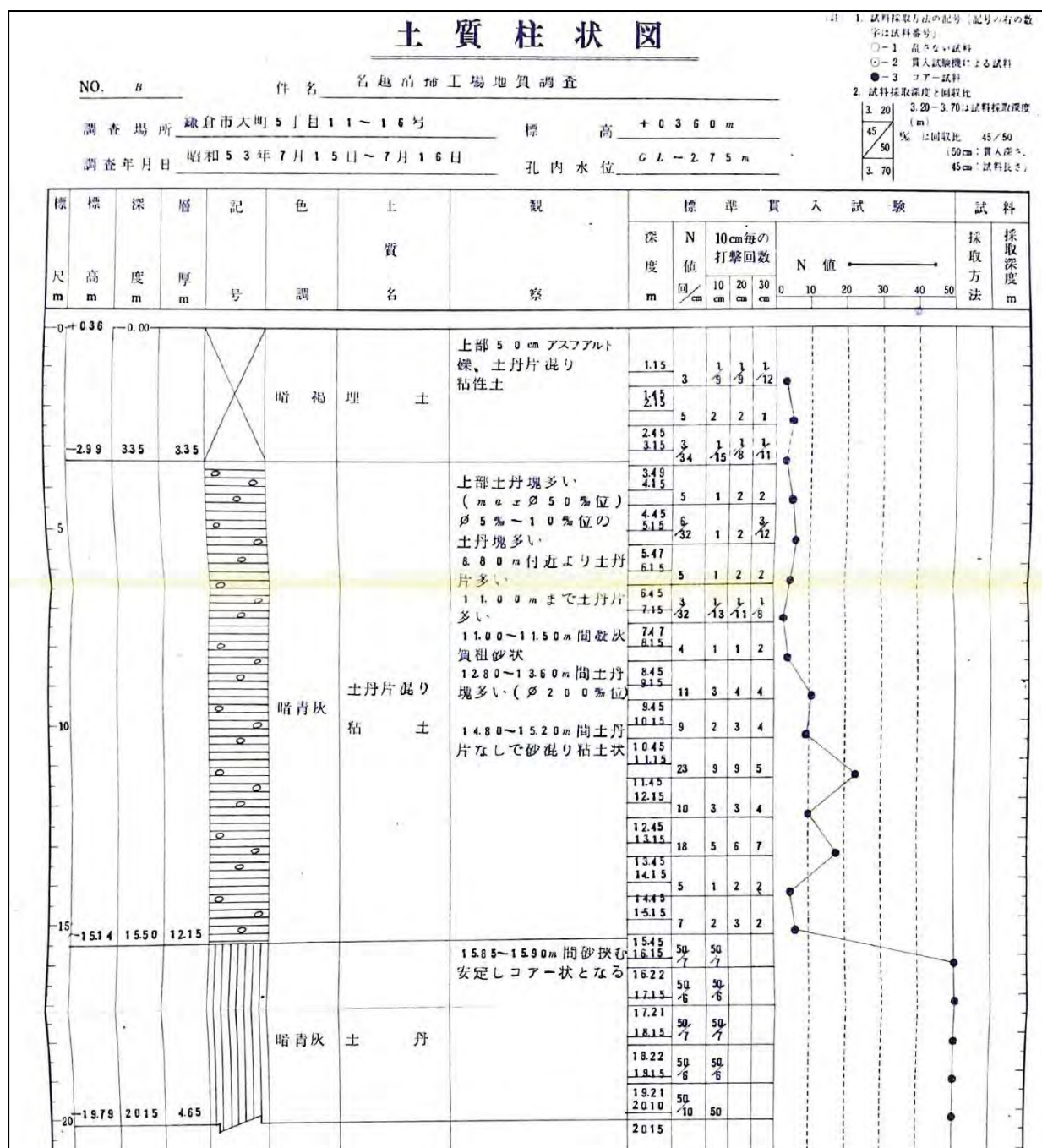


【断面④】



出典：「名越清掃工場地質調査」（昭和53年8月第一開発株式会社）

図 4-10 (2) 地質想定断面図（昭和 53 年（1978 年））



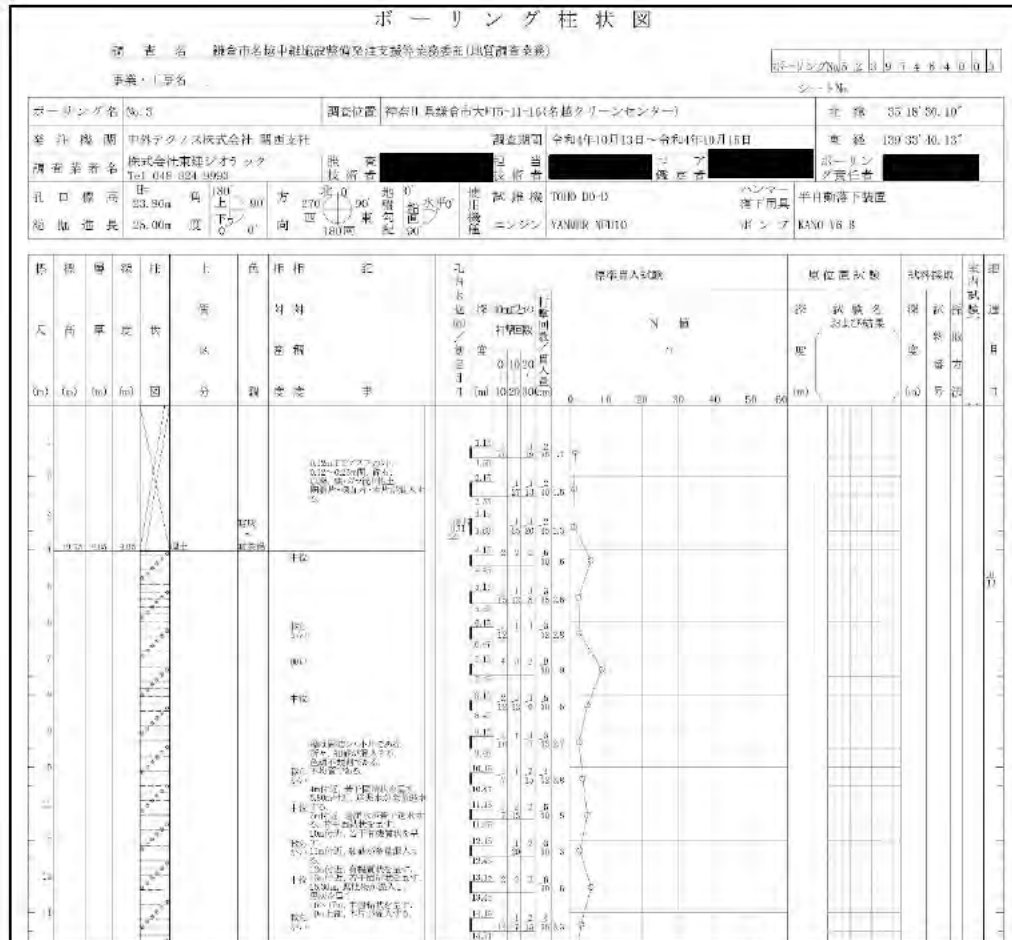
出典：「名越清掃工場地質調査」(昭和53年8月第一開発株式会社)

図 4-11 ボーリング柱状図 (地点名：N0A) (昭和 53 年 (1978 年))



出典：「鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務」（中外テクノス株式会社）

図 4-12 ボーリング調査地点（令和 4 年（2022 年））



出典：「鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務」（中外テクノス株式会社）

図 4-13 ボーリング柱状図（地点名：No.3）（令和 4 年（2022 年））

### ③ 盛土・搬入土に関する情報

名越クリーンセンターのごみ焼却施設及び関連施設エリアは、過去から現在まで一般廃棄物処理施設の新築や増築、建て替え等が繰り返されていることから、これらの工事において外部から客土が搬入された可能性が考えられる。

ただし、調査対象地における盛土・搬入土に関する具体的な情報は得られなかった。

#### 4.3 特定有害物質による人為等由来の汚染のおそれに関する情報

名越クリーンセンターに関する資料を以下に示す。

図4-14 過去における化学実験室の位置（ごみ焼却施設3階）

図4-15 施設配置図（焼却灰及びばいじん貯留施設（灰ピット・灰沈殿槽）、排水処理設備）

図4-16 焼却灰及びばいじん貯留施設断面図（灰ピット・灰沈殿槽）

図4-17 汚泥（排水処理設備の凝集沈殿槽の汚泥）の処理経路

図4-18 焼却灰及びばいじんの場外搬出経路

図4-19 雨水排水経路図（灰搬出場からの焼却灰及びばいじん流入の可能性を否定できない経路）

図4-20 排水系統図

図4-21 過去の地質調査で廃棄物混じり盛土層が確認された地点（昭和40年（1965年））

表4-4 混合灰の含有量試験結果

表4-5 混合灰の溶出量試験結果

##### ① 土壌の特定有害物質による汚染状態に関する情報

調査対象地では過去に土壌調査は行われていない。また、調査対象地には土対法に基づく指定区域（要措置区域、形質変更時要届出区域）はない。

##### ② 特定有害物質の使用等（製造・使用・処理）に関する情報

名越クリーンセンターのごみ焼却施設内では薬品等が使用されているが、特定有害物質を含有するものは確認されなかった。

ごみ焼却施設3階には、過去に化学実験室があり、薬品が使用されていた。

化学実験室の使用期間や、具体的な使用薬品の詳細は確認できなかったが、現地調査によると、化学実験室として使用されていた部屋は、現在、主に書類倉庫として利用されており、過去に使用していたフタル酸や塩酸等の薬品、ガラス器具等が保管されていた。これらの中に特定有害物質を含有する薬品等は確認されなかった。また、聴取調査によると、化学実験室では昭和57年（1982年）から数年間にわたり焼却残渣の熱灼減量の分析が行われていた（熱灼減量の分析には有害な試薬等は使用しない）。

##### ③ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の貯蔵等（貯蔵・保管）に関する情報

###### i) 焼却灰及びばいじんの貯蔵等

名越クリーンセンターのごみ焼却施設内には一般廃棄物の焼却に伴い発生した焼却灰及びばいじんを貯留する灰ピットが設置されている。

###### 【過去における焼却灰及びばいじんの貯蔵等】

昭和40年（1965年）に名越クリーンセンターが設置された当時は、焼却灰は施設内に貯留せず、屋外の灰バンカヘコンベアで搬送し、貯留後、車輛で搬出していた。灰バンカは車輛への積み込みの際に、高低差を利用して落下させる構造になっていたことから、飛散等しやすい状況であったと考えられる。

なお、当時の施設フロー図によると、マルチサイクロンで回収されたばいじんの搬出経路が記載されていないが、施設断面図によるとマルチサイクロンの下部にパドルコンベアの記載があり、隣接する焼却灰のコンベアの方へ向かって配置されていることから、焼却灰と混合して灰バンカへ搬送していたものと想定される。

### 【現在の焼却灰及びばいじんの貯蔵等】

灰ピット下部に溜まった水分は灰沈殿槽を経由し排水処理設備で処理後、処理水は架空配管でガス冷却施設に送水し冷却水として再利用され、敷地外へ排出しない構造となっている。

排水処理設備の凝集沈殿槽の汚泥は、架空配管を経由して灰ピット及びごみピットに圧送されており、施設外に搬出していない。

灰ピットに貯留されている焼却灰及びばいじんの溶融固化処理は搬出後に市外の民間処理施設において行われており、場内では加湿処理のみであるため、飛散・流出がしやすい状態で貯留されていることが確認された。

焼却灰及びばいじんは施設内の灰搬出場でクレーンを使用して車輛に積み込み後、西側の出入口を経由して県道311号鎌倉葉山線へ向かい右折後、県道311号鎌倉葉山線から右折し東側入口から入り計量し、ごみピット前を経由して西側の通路を通り、再び県道311号鎌倉葉山線へと向かい搬出されている。灰搬出時は搬出時及びクレーンの点検・清掃時に焼却灰及びばいじんが飛散等しやすい状況となっており、灰搬出場の建物開口部に隣接する雨水排水の側溝へ飛散や洗浄水が流入する可能性があると考えられる。

また、名越クリーンセンターでは平成12年（2000年）から現在まで焼却灰及びばいじんの混合灰について含有量試験及び溶出量試験の分析を実施している。土壌と廃棄物は分析方法が異なるため直接の比較はできないものの、含有量試験及び溶出量試験の両方もしくはいずれかでカドミウム、鉛、六価クロム、総水銀、セレンが「土対法」の汚染状態に関する基準を上回っていることが確認された。

### ii) 危険物倉庫

名越クリーンセンターの敷地内には危険物倉庫が設置され、鉛、六価クロムを含有する塗料及びフォークリフトや草刈り機用のガソリンが保管されていた。塗料は路面標示用であり、通常の使用方法では乾燥後、飛散・流出等しない状態になり環境への影響はないものと考えられる。また、ガソリンの漏洩等の事故については確認されなかった。

### ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体・液体の埋設等（埋設・飛散・流出・地下浸透）に関する情報

焼却灰及びばいじんは施設外に搬出し処分しているため、調査対象地内に埋立等された履歴は確認されなかった。また、名越クリーンセンターにおける施設の破損又は事故等に伴う排水や焼却灰及びばいじんの飛散、流出、漏洩等の履歴も確認されなかった。

なお、昭和40年（1965年）に実施された地質調査の柱状図によると、地表部の盛土層にじん芥・ゴミ・コンクリート等の混入の記載があり、令和4年（2022年）に実施された地質調査では2地点で陶器片、煉瓦片等の混入が確認されている。ただし、いずれも有害性が懸念されるような廃棄物の記載は確認されていない。

⑤ 名越クリーンセンターからの排水について

前述のとおり、一般廃棄物の焼却に伴って発生する排水は排水処理設備で処理後に冷却水として再利用されるため、敷地外への排出はない。

名越クリーンセンターから敷地外へ排出される排水は、主として生活系雑排水及び洗車場の排水である。当該排水は、施設内の排水処理設備からの排水経路とは分離された経路で、油水分離槽を経由して下水道へ排出される。

なお、年度により分析項目等が異なるが、平成10年（1998年）から現在まで下水道へ放流する排水の水質分析を行っており、下水道排除基準の超過は確認されなかった。

⑥ その他の情報

調査対象地周辺の土地における井戸データとして、「令和元年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」の定点調査結果では環境基準を上回っている項目は確認されなかった。

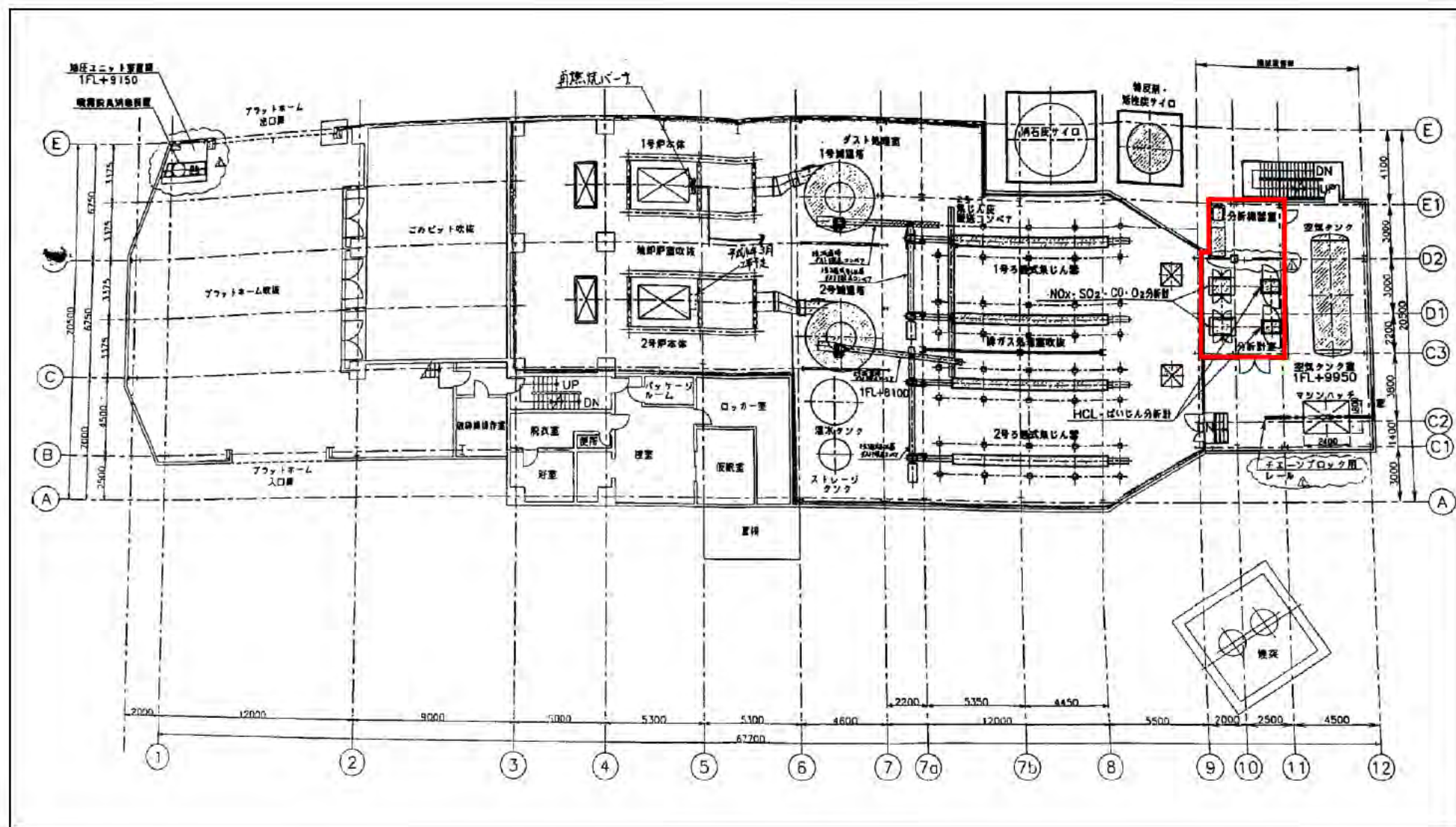


図 4-14 過去における化学実験室の位置（ごみ焼却施設 3 階） ※現在は書類倉庫として利用

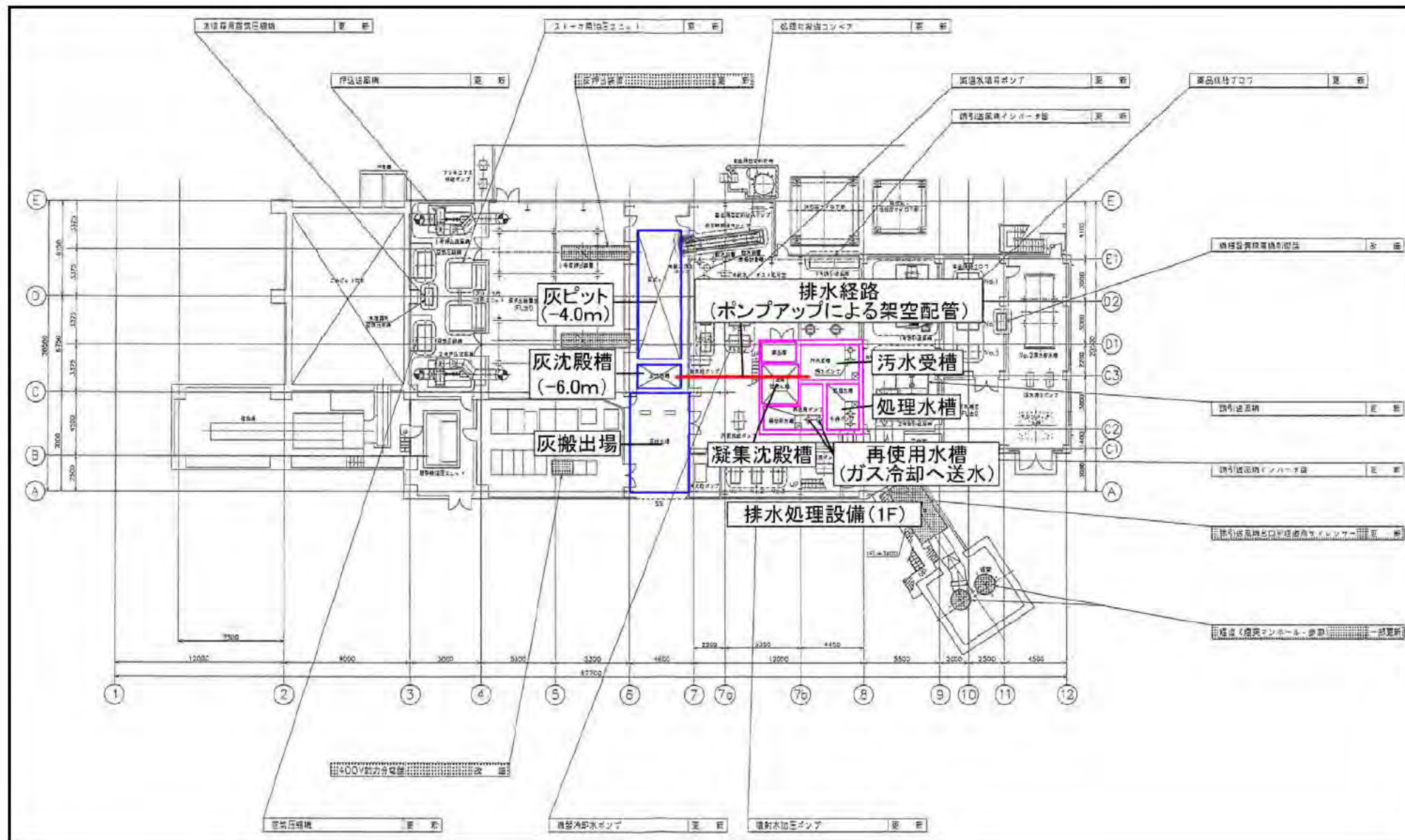


図 4-15 施設配置図 (焼却灰及びばいじん貯留施設 (灰ピット・灰沈殿槽)、排水処理設備)

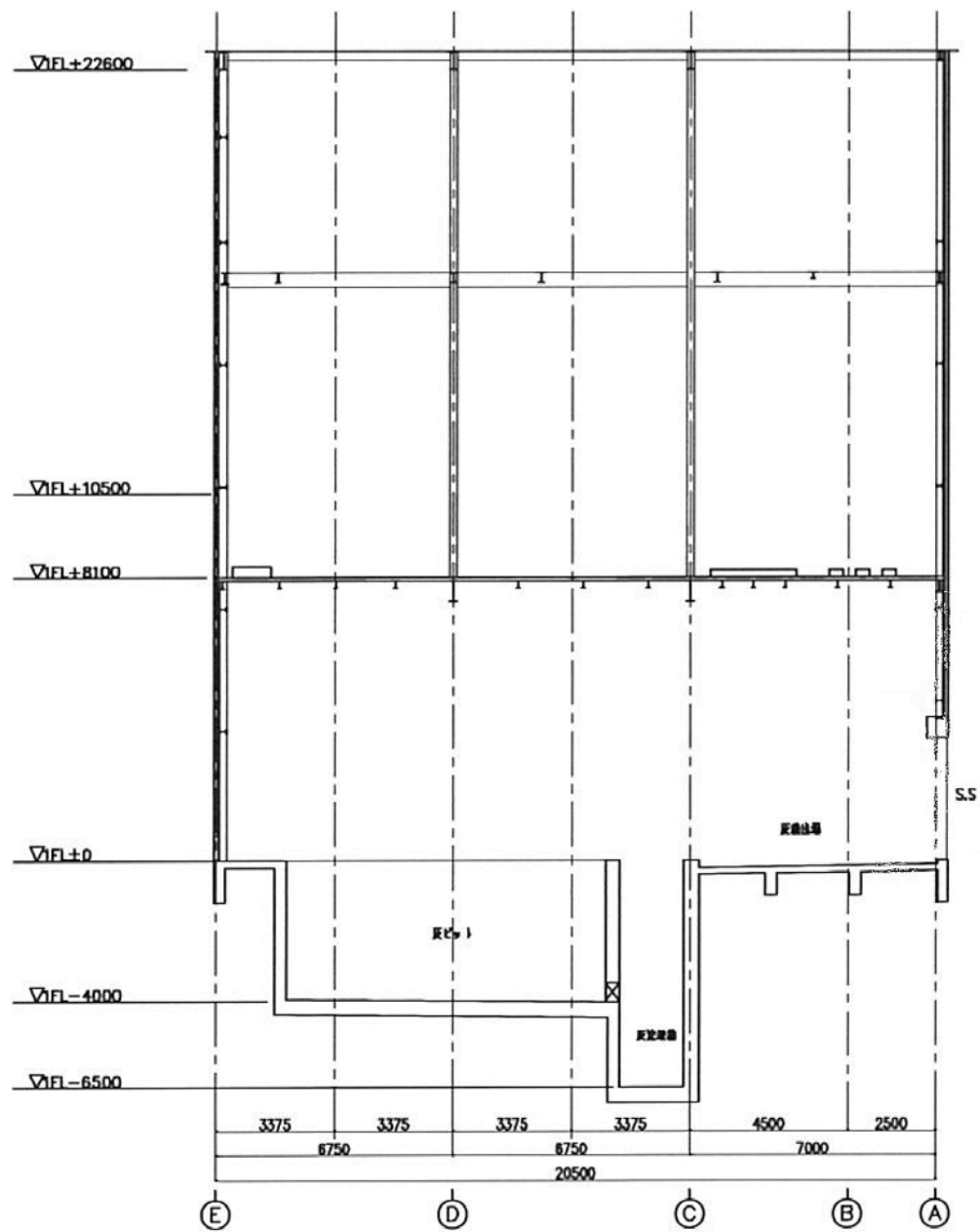


図 4-16 焼却灰及びばいじん貯留施設断面図（灰ピット・灰沈殿槽）

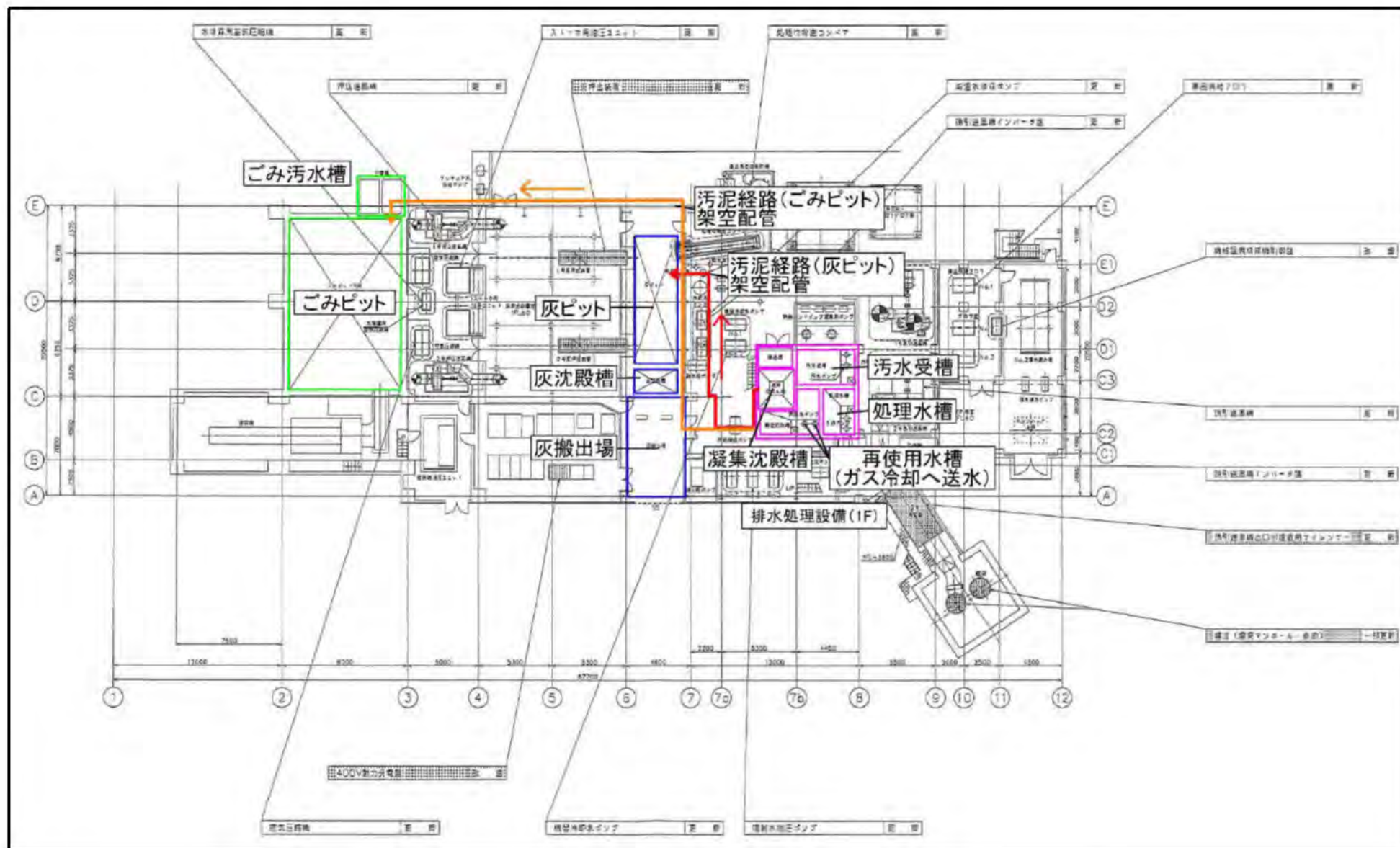


図 4-17 汚泥（排水処理設備の凝集沈殿槽の汚泥）の処理経路 ※汚泥としての場外搬出なし

図 4-18 焼却灰及びばいじんの場外搬出経路

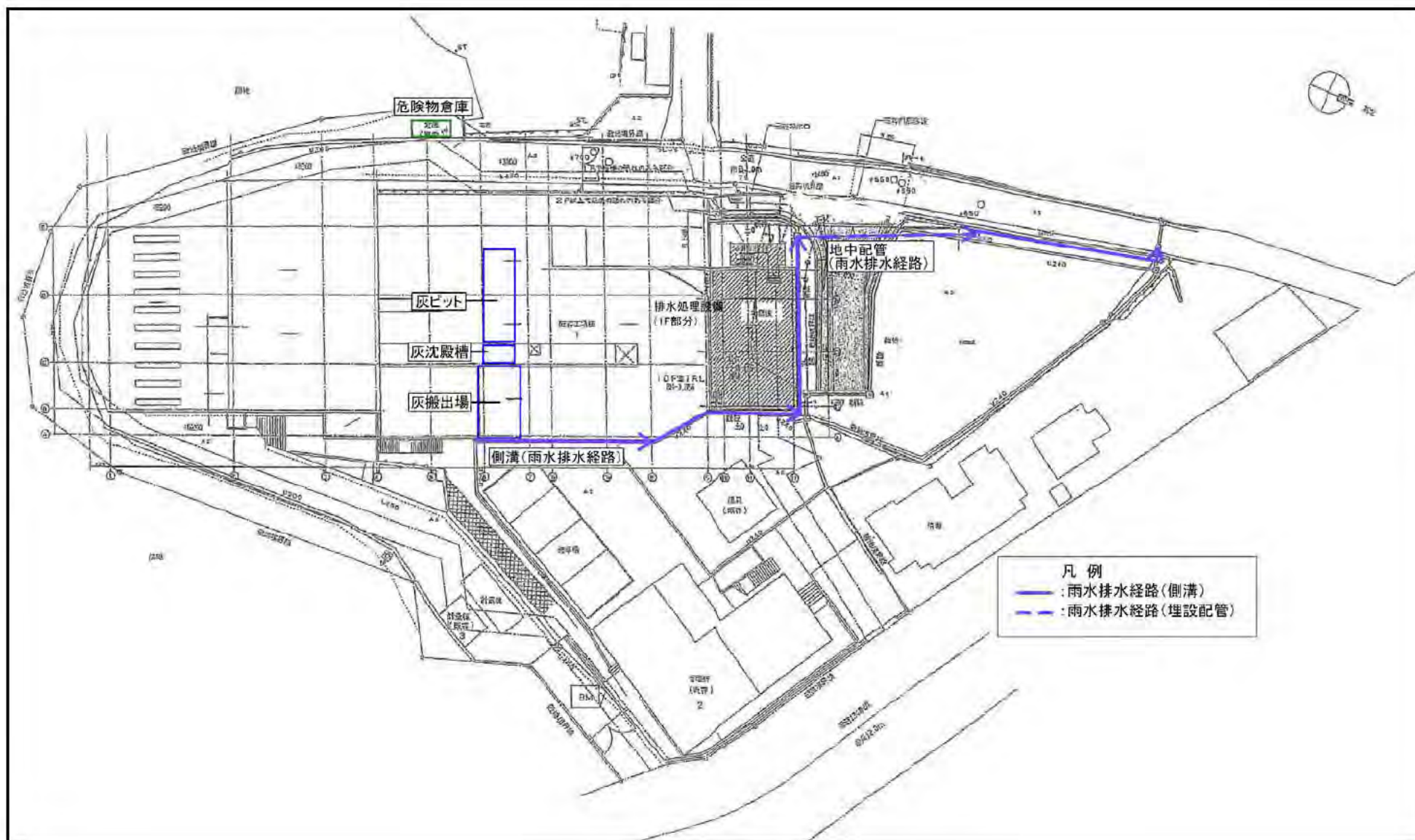
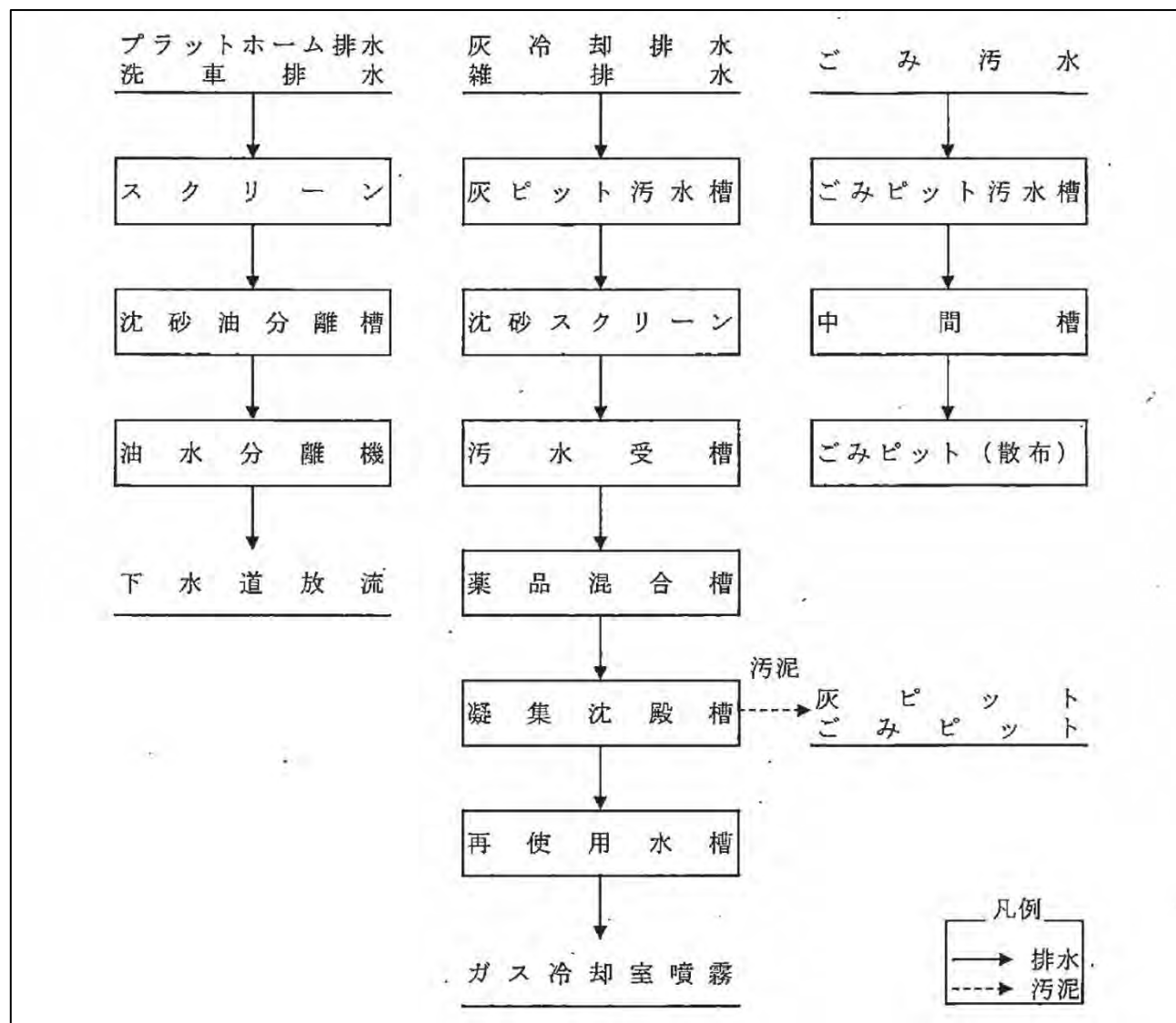


図 4-19 雨水排水経路図 (灰搬出場からの焼却灰及びばいじん流入の可能性を否定できない経路)



出典：神奈川県鎌倉市名越クリーンセンター精密機能検査報告書 令和4年3月（中外テクノス株式会社）

図 4-20 排水経路図

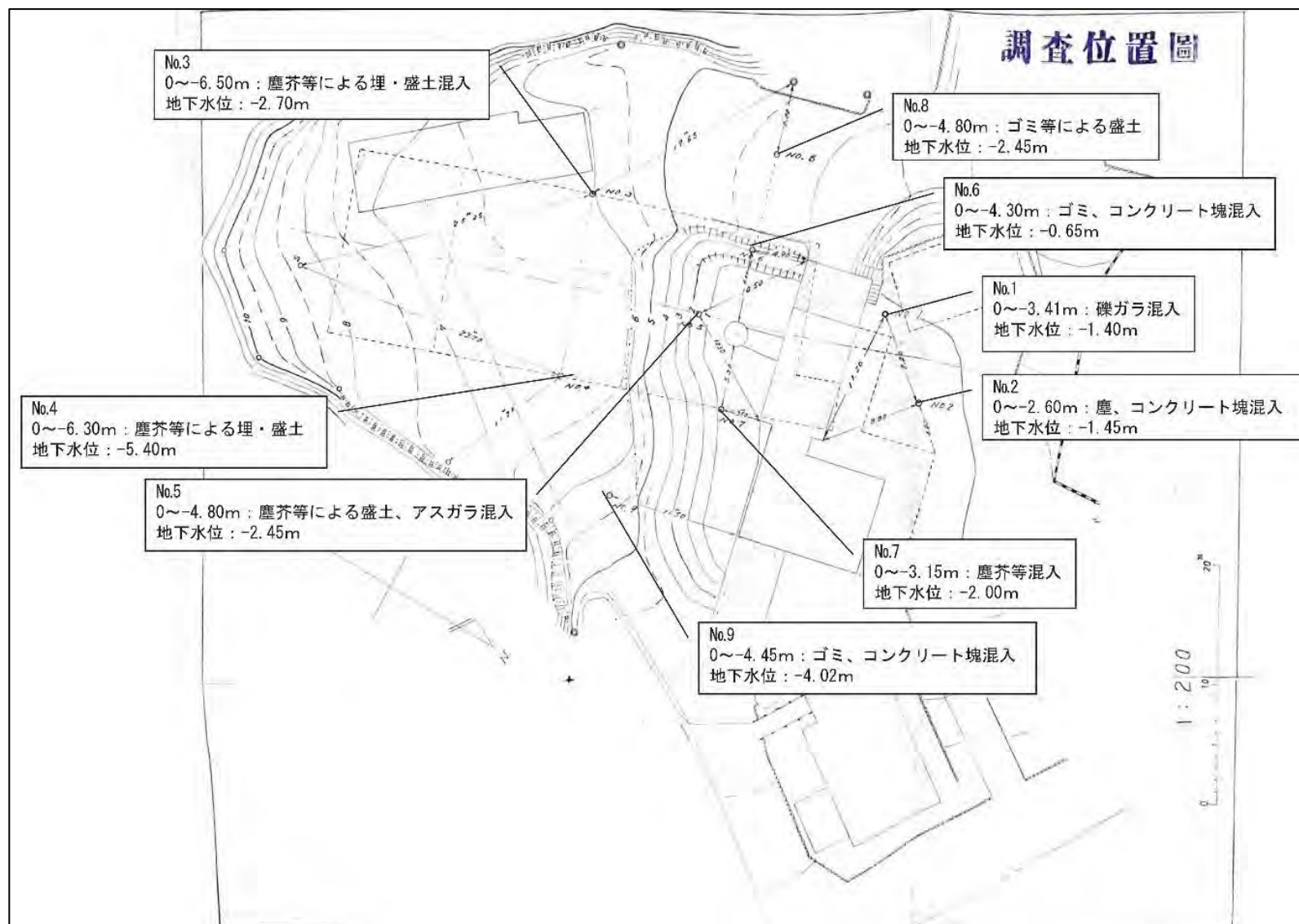


図 4-21 過去の地質調査で廃棄物混じりの盛土層が確認された地点（昭和 40 年（1965 年））

（昭和 40 年 2 月宝光化研工業株式会社 調査位置図より）

表 4-4 混合灰の含有量試験結果

単位：mg/kg

| 項目 \ 年度 | 12年度<br>(1) | 12年度<br>(2) | 13年度<br>(1) | 13年度<br>(2) | 14年度<br>(1) | 14年度<br>(2) | 15年度<br>(1) | 15年度<br>(2) | 16年度<br>(1) | 16年度<br>(2) | 17年度<br>(1) | 17年度<br>(2) | 18年度<br>(1) | 18年度<br>(2) | 19年度<br>(1) | 汚染状態<br>に関する<br>基準※2 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|
| カドミウム   | 19.5        | 120         | 0.34        | 61          | 1.2         | 3.9         | 17          | 9.2         | 4.0         | 5.8         | 38          | 42          | 52          | 9.1         | 48          | 45以下                 |
| 鉛       | 519         | 9700        | 190         | 950         | 59          | 230         | 740         | 900         | 330         | 330         | 710         | 420         | 550         | 1,200       | 670         | 150以下                |
| 全クロム    | 170         | 450         | 170         | 390         | 90          | 560         | 620         | 350         | 350         | 66          | 210         | 210         | 430         | 300         | 330         | 250以下※1              |
| 総水銀     | 0.072       | 0.071       | 0.041       | 2.59        | 0.08        | 0.76        | 1.56        | 0.09        | 0.007       | 0.048       | 9.68        | 8.75        | 12          | 0.058       | 11.1        | 15以下                 |
| アルキル水銀  | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —                    |
| ヒ素      | 5.38        | 1.56        | 3.01        | 10.6        | 2.4         | 1.59        | 1.41        | 1.74        | 0.81        | 1.54        | 3.49        | 4.40        | 3           | 2.53        | 4.33        | 150以下                |
| セレン     | <0.50       | <0.50       | <0.1        | <0.1        | <0.1        | <0.1        | 0.23        | 0.12        | <0.1        | <0.1        | <0.1        | <0.1        | <0.1        | <0.1        | 0.6         | 150以下                |

| 項目 \ 年度 | 19年度<br>(2) | 20年度<br>(1) | 20年度<br>(2) | 21年度<br>(1) | 21年度<br>(2) | 22年度<br>(1) | 22年度<br>(2) | 23年度<br>(1) | 23年度<br>(2) | 24年度<br>(1) | 24年度<br>(2) | 25年度<br>(1) | 25年度<br>(2) | 26年度<br>(1) | 26年度<br>(2) | 汚染状態<br>に関する<br>基準※2 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------------|
| カドミウム   | 15          | 7           | 7.1         | 7.4         | 7.6         | 5.67        | 3.89        | 5.0         | 37          | 23          | 6.2         | 10          | 15          | 22          | 9.3         | 45以下                 |
| 鉛       | 190         | 380         | 560         | 13900       | 446         | 339         | 761         | 320         | 790         | 650         | 290         | 850         | 400         | 630         | 440         | 150以下                |
| 全クロム    | 500         | 600         | 61          | 116         | 148         | 101         | 79.4        | 160         | 490         | 140         | 210         | 600         | 2200        | 230         | 300         | 250以下※1              |
| 総水銀     | 2.85        | 21.4        | 1.84        | 5.03        | 4.24        | 2.63        | 1.36        | 9.2         | 24          | 19          | 8.6         | 25          | 4.0         | 9.5         | 17          | 15以下                 |
| アルキル水銀  | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | <0.005      | <0.005      | <0.01       | <0.01       | —                    |
| ヒ素      | 0.95        | 2.67        | 1.31        | 1.35        | 7.5         | 1.97        | 5.88        | 1.4         | 7.9         | 8.6         | 7.3         | 7.9         | 3.9         | 12          | 9.3         | 150以下                |
| セレン     | <0.1        | 0.1         | <0.1        | <0.1        | 0.8         | 0.11        | <0.1        | 0.2         | <0.1        | 1.6         | 0.8         | 0.5         | 0.78        | <0.1        | 0.4         | 150以下                |

| 項目 \ 年度 | 27年度<br>(1) | 27年度<br>(2) | 28年度<br>(1) | 28年度<br>(2) | 29年度<br>(1) | 29年度<br>(2) | 30年度<br>(1) | 30年度<br>(2) | 令和元<br>年度(1) | 令和元<br>年度(2) | 2年度<br>(1) | 2年度<br>(2) | 3年度<br>(1) | 3年度<br>(2) | 4年度<br>(1) | 汚染状態<br>に関する<br>基準※2 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------------------|
| カドミウム   | 9.7         | 19          | 22          | 13          | 26          | 27          | 38          | 50          | 28           | 11           | 1          | 43         | 67         | 88         | 27         | 45以下                 |
| 鉛       | 300         | 250         | 420         | 470         | 550         | 420         | 430         | 360         | 400          | 190          | 24000      | 1900       | 680        | 630        | 770        | 150以下                |
| 全クロム    | 270         | 190         | 270         | 350         | 330         | 160         | 170         | 180         | 280          | 53           | 570        | 340        | 210        | 210        | 170        | 250以下※1              |
| 総水銀     | 8.6         | 7.0         | 10          | 24          | 100         | 9.9         | 19          | 28          | 35           | 5.0          | 2.2        | 11         | 62         | 4.7        | 8.7        | 15以下                 |
| アルキル水銀  | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01        | <0.01        | <0.005     | <0.005     | <0.005     | <0.005     | <0.005     | —                    |
| ヒ素      | 4.9         | 2.8         | 3.5         | 6.2         | 6.1         | 7.3         | 6.1         | 10          | 3.1          | 3.8          | 5          | 12         | 7.8        | 4.5        | 7.2        | 150以下                |
| セレン     | <0.1        | <0.1        | 0.2         | <0.1        | 0.6         | 0.4         | 0.5         | 0.9         | 0.5          | 0.4          | 0.73       | 1.0        | 1.3        | <0.5       | 0.8        | 150以下                |

※1) 六価クロム化合物の基準を記載した。

※2) 参考として土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）の土壌溶出量基準を記載した。

表 4-5 混合灰の溶出量試験結果

単位：mg/L

| 項目 \ 年度 | 12年度    | 13年度    | 14年度    | 15年度    | 16年度    | 17年度    | 18年度   | 19年度    | 20年度<br>(1) | 20年度<br>(2) | 21年度<br>(1) | 21年度<br>(2) | 22年度<br>(1) | 22年度<br>(2) | 23年度<br>(1) | 判定<br>基準※1 | 汚染状態<br>に関する<br>基準※2 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| カドミウム   | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.01  | <0.01   | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | 0.09以下     | 0.003以下              |
| 鉛       | 0.060   | 0.013   | 0.10    | 0.045   | 0.030   | <0.01   | 3.90   | 0.76    | 0.04        | 0.02        | 0.28        | 0.04        | 0.33        | 1.15        | 0.78        | 0.3以下      | 0.01以下               |
| 六価クロム   | <0.05   | <0.05   | <0.05   | <0.05   | <0.05   | 0.15    | <0.05  | <0.05   | <0.05       | <0.05       | <0.05       | <0.05       | <0.05       | <0.05       | <0.05       | 1.5以下      | 0.05以下               |
| 総水銀     | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | <0.0005 | 0.0010 | <0.0005 | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | 0.005以下    | 0.0005以下             |
| アルキル水銀  | —       | —       | —       | —       | —       | —       | —      | —       | —           | —           | —           | —           | —           | —           | —           | 不検出        | 不検出                  |
| ヒ素      | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.01  | <0.01   | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | 0.3以下      | 0.01以下               |
| セレン     | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.01   | <0.002  | <0.002  | <0.002 | <0.01   | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | 0.3以下      | 0.01以下               |

| 項目 \ 年度 | 23年度<br>(2) | 24年度<br>(1) | 24年度<br>(2) | 25年度<br>(1) | 25年度<br>(2) | 26年度<br>(1) | 26年度<br>(2) | 27年度<br>(1) | 27年度<br>(2) | 28年度<br>(1) | 28年度<br>(2) | 29年度<br>(1) | 29年度<br>(2) | 30年度<br>(1) | 30年度<br>(2) | 判定<br>基準※1 | 汚染状態<br>に関する<br>基準※2 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|----------------------|
| カドミウム   | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | 0.09以下     | 0.003以下              |
| 鉛       | 0.60        | 0.14        | 0.27        | 4.8         | 0.97        | 0.54        | 0.41        | 0.26        | 0.39        | 0.32        | 0.39        | 0.94        | 1.3         | 0.92        | 2.7         | 0.3以下      | 0.01以下               |
| 六価クロム   | <0.05       | <0.05       | <0.05       | 0.082       | 0.05        | <0.05       | <0.05       | <0.05       | <0.05       | <0.05       | <0.05       | 0.31        | 0.36        | 0.23        | 0.55        | 1.5以下      | 0.05以下               |
| 総水銀     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | 0.086       | <0.0005     | <0.0005     | <0.0005     | 0.005以下    | 0.0005以下             |
| アルキル水銀  | —           | —           | —           | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出         | 不検出        | 不検出                  |
| ヒ素      | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | 0.3以下      | 0.01以下               |
| セレン     | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | 0.013       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | <0.01       | 0.3以下      | 0.01以下               |

| 項目 \ 年度 | 令和元<br>年度(1) | 令和元<br>年度(2) | 2年度<br>(1) | 2年度<br>(2) | 3年度<br>(1) | 3年度<br>(2) | 4年度<br>(1) | 判定<br>基準※1 | 汚染状態<br>に関する<br>基準※2 |
|---------|--------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------------------|
| カドミウム   | <0.01        | <0.01        | <0.009     | <0.009     | <0.009     | <0.009     | <0.009     | 0.09以下     | 0.003以下              |
| 鉛       | 0.01         | <0.01        | 0.060      | 0.15       | 2.6        | <0.01      | 0.04       | 0.3以下      | 0.01以下               |
| 六価クロム   | 0.87         | 0.27         | 0.11       | 0          | 0          | 0          | 0.07       | 1.5以下      | 0.05以下               |
| 総水銀     | <0.0005      | <0.0005      | <0.0005    | <0.0005    | <0.0016    | <0.0005    | <0.0005    | 0.005以下    | 0.0005以下             |
| アルキル水銀  | 不検出          | 不検出          | 不検出        | 不検出        | 不検出        | 不検出        | 不検出        | 不検出        | 不検出                  |
| ヒ素      | <0.01        | <0.01        | <0.01      | <0.01      | <0.01      | <0.01      | <0.01      | 0.3以下      | 0.01以下               |
| セレン     | 0.01         | <0.01        | <0.01      | <0.01      | <0.01      | <0.01      | <0.01      | 0.3以下      | 0.01以下               |

※1) 参考として「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月17日総理府令第5号）を記載した。

※2) 参考として土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）の土壌溶出量基準を記載した。

#### 4.4 自然由来の汚染のおそれに関する情報

調査対象地における自然由来の汚染に関する情報は得られなかった。

#### 4.5 水面埋立てに用いられた土砂由来の汚染のおそれに関する情報

調査対象地は公有水面埋立地に該当しない。

#### 4.6 ダイオキシン類の汚染のおそれに関する情報

前述のとおり、調査対象地は、昭和8年（1933年）以前から一般廃棄物の焼却施設として利用されていると考えられる。廃棄物の焼却では、副生成物として非意図的にダイオキシン類が生成すること等が知られており、調査対象地ではダイオキシン類による土壌汚染のおそれを否定できない。

名越クリーンセンターのごみ焼却施設は、平成13年（2001年）にダイオキシン類削減等対策工事として焼却設備の改造、排ガス処理設備の設置、変更等が行われている「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に関する記録は確認されなかった。

名越クリーンセンターでは、平成5年（1993年）からダイオキシン類の分析を行っており、分析結果によると、ばいじんの値が平成5年度、8年度、9年度、12年度、13年度、15年度、17年度、22年度、平成29年度に特別管理一般廃棄物の判定基準（3ng-TEQ/g）を上回っていた（表4-6参照）。

なお、聴取調査によると、名越クリーンセンターにおける施設の破損、事故等に伴う排水や焼却灰及びばいじんの飛散、流出、漏洩等の履歴は確認されなかった。

表 4-6 ダイオキシン類分析結果

| 測定対象 |     | 単位                      | 5年度 | 8年度   | 9年度    | 10年度  | 11年度   | 12年度   | 13年度   | 14年度  | 15年度   | 16年度   | 17年度   | 18年度   | 19年度   | 20年度    | 21年度    |
|------|-----|-------------------------|-----|-------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 排ガス  | 1号炉 | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | 6.8 | 9.6   | 5.9    | 14    | 7.6    | 8.5    | 工事中    | 0.041 | 0.091  | 0.26   | 0.14   | 0.11   | 0.18   | 2.7E-06 | 0.00016 |
|      | 2号炉 | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | 10  | 20    | 18     | 24    | 3.0    | 8.0    | 6.0    | 0.014 | 0.058  | 0.11   | 0.22   | 0.10   | 0.25   | 0.0098  | 0.0011  |
|      | 平均  | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | 8.4 | 14.8  | 12.0   | 19.0  | 5.3    | 8.3    | 6.0    | 0.028 | 0.075  | 0.185  | 0.180  | 0.105  | 0.215  | 0.0049  | 0.0006  |
| 焼却灰  |     | ng-TEQ/g                | 0   | 0.015 | 0.0075 | 0.027 | 0.0035 | 0.0016 | 0.0033 | 0.092 | 0.0099 | 0.0066 | 0.0029 | 0.0031 | 0.0025 | 0.0085  | 0.0084  |
| ばいじん |     | ng-TEQ/g                | 11  | 18    | 6.0    | 10    | 2.6    | 4.0    | 5.6    | 1.2   | 4.0    | 2.9    | 4.1    | 2.5    | 2.5    | 1.4     | 1.0     |

注：網掛けは特別管理一般廃棄物の判定基準（3ng-TEQ/g）を上回っていることを示す。

| 測定対象 |     | 単位                      | 22年度   | 23年度   | 24年度   | 25年度   | 26年度    | 27年度                   | 28年度                   | 29年度                   | 30年度                     | 1年度                      | 2年度                      | 3年度                    |
|------|-----|-------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|
| 排ガス  | 1号炉 | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | 0.010  | 0.027  | 0.053  | 工事中    | 0.00064 | 0.00150                | 0.0057                 | 0.0180                 | 0.020                    | 0.014                    | 0.000060                 | 0.0011                 |
|      | 2号炉 | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | 0.11   | 0.037  | 0.037  | 0.099  | 工事中     | 0.00027                | 0.012                  | 0.030                  | 0.090                    | 0.032                    | 0.000097                 | 0.0016                 |
|      | 平均  | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | 0.0600 | 0.0320 | 0.0450 | 0.0990 | 0.0006  | 0.00089                | 0.00885                | 0.02400                | 0.055                    | 0.023                    | 0.000079                 | 0.0014                 |
| 焼却灰  |     | ng-TEQ/g                | 0.0058 | 0.0032 | 0.0027 | 0.012  | 0.026   | 1号:0.0018<br>2号:0.0043 | 1号:0.0062<br>2号:0.0057 | 1号:0.0053<br>2号:0.0031 | 1号:0.00110<br>2号:0.00059 | 1号:0.00660<br>2号:0.00180 | 1号:0.00160<br>2号:0.06800 | 1号:0.0110<br>2号:0.0064 |
| ばいじん |     | ng-TEQ/g                | 4.7    | 1.6    | 2.1    | 1.6    | 1.1     | 1号:0.42<br>2号:0.61     | 1号:0.32<br>2号:0.82     | 1号:0.32<br>2号:3.90     | 1号:0.26<br>2号:0.33       | 1号:0.15<br>2号:0.29       | 1号:0.27<br>2号:0.26       | 1号:0.24<br>2号:0.16     |

注：網掛けは特別管理一般廃棄物の判定基準（3ng-TEQ/g）を上回っていることを示す。

## 5. 土壌汚染に関する法令等の適用状況

神奈川県では、土対法及び県条例に基づき土壌汚染対策等を行っている。これらの法令等における調査契機と調査対象地における適用の有無を以下に示す。

### ① 土対法

#### i) 有害物質使用特定施設の使用廃止時

土対法第3条では、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法あるいは下水道法の特定施設のうち土対法の特定有害物質の使用等をする施設）を設置している工場・事業場の敷地において同施設の使用廃止の時点に土壌汚染状況調査を実施することを義務づけている。

名越クリーンセンターのごみ焼却施設は、水質汚濁防止法及び下水道法の特定施設（71の3一般廃棄物処理施設である焼却施設）に該当し届出されているが、有害物質使用特定施設には該当しないため※、同法第3条は適用されない。

※「有害物質使用特定施設」は、意図的に特定有害物質を使用等するものに限られ、特定有害物質を微量含む原材料を用いるが当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない施設等は含まない。したがって、特定有害物質が含まれる可能性がある廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物）を処理するが当該特定有害物質に着目してその処理を行うものではない廃棄物処理施設については「有害物質使用特定施設」に該当しない。

#### ii) 一定規模以上の形質変更時

土対法第4条では、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合に30日前までの届出を義務づけている。届出がなされた土地について、特定有害物質により汚染されているおそれがあると都道府県知事（または政令指定都市、中核市の長）が認めた時は調査命令が発出される。

土対法第4条の届出対象となる面積要件は以下のとおりである（敷地面積ではなく実際の形質変更面積）。

- ・ 有害物質使用特定施設が設置されている土地：900㎡以上
- ・ 上記以外の土地：3,000㎡以上

調査対象地に有害物質使用特定施設は設置されていないため、3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合には、同法第4条が適用される。

### ② 県条例

#### i) 特定有害物質使用事業所・特定有害物質使用地

県条例第59条第3項では、特定有害物質使用事業所の廃止時に土壌汚染調査を実施することを義務づけている。

また、県条例第60条第1項では、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行う場合に、あらかじめ届出を行うとともに、土壌汚染調査を実施することを義務づけている。

調査対象地は特定有害物質使用事業所及び特定有害物質使用地に該当しないため、適用されない。

なお、令和2年（2020年）10月の県条例改正により、土対法第3条あるいは第4条が適用される場合には、県条例による届出は不要とされている。

## ii) ダイオキシン類管理対象事業所・ダイオキシン類管理対象地

県条例第63条の2第2項では、ダイオキシン類管理対象事業所（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所）の廃止時に土壤汚染調査を実施することを義務づけている。

また、県条例第63条の3では、ダイオキシン類管理対象地において土地の区画形質の変更を行う場合に、あらかじめ届出を行うとともに、土壤汚染調査を実施することを義務づけている。

調査対象地はダイオキシン類管理対象事業所及びダイオキシン類管理対象地に該当するため、事業所廃止時や土地の区画形質変更時に届出及び土壤汚染調査が必要になる。

なお、ダイオキシン類管理対象事業所の設置者は、県条例第63条の2第1項の規定により、毎年1回以上、ダイオキシン類特定施設の使用状況等（次の①～⑫に定める事項）を調査・記録する義務がある。また、県条例に基づく届出及び土壤汚染調査の際には、当該記録を添付する必要がある。

### ＜ダイオキシン類管理対象事業所における操業中の点検・記録義務＞

- ① ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の過去の利用の状況の概要
- ② ダイオキシン類管理対象事業所の敷地の過去の造成の状況の概要
- ③ 過去の事業活動の概要
- ④ ダイオキシン類特定施設の種類、使用時期、使用期間及び使用状況
- ⑤ ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項の規定に基づく測定結果
- ⑥ ダイオキシン類特定施設の破損、事故等によるダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の漏出の有無、時期、場所及び漏出量
- ⑦ ダイオキシン類を含むおそれのある排水、廃棄物等の発生状況及び排出経路
- ⑧ ダイオキシン類を含むおそれのある排水の処理施設及び廃棄物処理施設の概要及び場所
- ⑨ ダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の埋立て等の有無、時期、場所及び量
- ⑩ ダイオキシン類特定施設撤去時においてダイオキシン類が残存し、又は付着したおそれのある装置等の解体方法及び解体場所
- ⑪ 地形、地質等の概要
- ⑫ その他知事が特に必要と認める事項（自主土壤調査結果や対策、汚染土壤の移動等）

## 6. 土壌汚染のおそれの区分

### 6.1 特定有害物質

調査対象地においては、特定有害物質について直接的使用等は確認されなかったものの、焼却灰及びばいじんの混合灰の分析結果が「土対法」の汚染状態に関する基準を上回っていた次の項目について土壌汚染のおそれを否定できないと評価する。

- ・カドミウム及びその化合物
- ・六価クロム化合物
- ・水銀及びその化合物
- ・セレン及びその化合物
- ・鉛及びその化合物

特定有害物質による汚染のおそれの区分は以下のとおりである。

汚染のおそれの区分の考え方を次頁に、汚染のおそれの区分図を図6-1 (1) ～ (2) に示す。

(イ)「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」：対象外区画

- ・植栽
- ・崖で隔てられている山林部

(ロ)「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」：一部対象区画

- ・(イ) 及び (ハ) 以外の範囲

(ハ)「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」：全部対象区画

土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地、汚染のおそれが生じた場所の位置、特定有害物質を表6-1に示す。

表 6-1 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地、  
汚染のおそれが生じた場所の位置と特定有害物質

| 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 | 汚染のおそれが生じた場所の位置 | 特定有害物質                                                          |
|----------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------|
| ・灰ピット                      | 地表及び灰ピットの底面     | カドミウム及びその化合物<br>六価クロム化合物<br>水銀及びその化合物<br>セレン及びその化合物<br>鉛及びその化合物 |
| ・灰沈殿槽                      | 灰沈殿槽の底面         |                                                                 |
| ・灰搬出場                      | 地表              |                                                                 |
| ・排水処理設備                    | 地表（1F に設置のため）   |                                                                 |
| ・ごみピット                     | ごみピット底面         |                                                                 |
| ・ごみ汚水槽                     | ごみ汚水槽底面         |                                                                 |
| ・灰沈殿槽と排水処理設備の間の排水経路（架空配管）  | 地表              |                                                                 |
| ・汚泥の配管経路（架空配管）             | 地表              |                                                                 |
| ・雨水排水経路（灰搬出場隣接部から下流部）      | 側溝及び配管底面        |                                                                 |
| ・過去に存在した灰バンカ               | 地表              |                                                                 |

#### ＜汚染のおそれの区分の考え方＞

「土対法」では、法の規定による土壌汚染状況調査を実施するときは、調査対象地及びその

周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質等の使用等の状況、土壌及び地下水の汚染の概況等の土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握し、把握した情報により、調査対象地を土壌汚染が存在するおそれに応じて次の（イ）（ロ）（ハ）の3種類の区分に分類することとされている。

**（イ）土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地**

特定有害物質等の埋設等を行っていた土地や、その使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地からその用途が全く独立している状態が継続している土地を指す。

具体的には、調査対象地の履歴を可能な限り過去に遡った結果、当初から、専ら次のような用途のみに利用されていた土地が該当する。

山林、緩衝緑地、従業員用の駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等

**（ロ）土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地**

直接に特定有害物質等の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該施設からその用途が全く独立しているとはいえない土地を指す。土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって、特定有害物質等又は特定有害物質等を含む固体若しくは液体の埋設等、使用等又は貯蔵等を行う施設の敷地以外の土地である。

具体的には、専ら次のような用途のみに利用されていた土地で、直接に特定有害物質等の埋設等、使用等又は貯蔵等をしていない土地が該当すると考えられている。

事務所（就業中の従業員が出入りできるものに限る）、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地（就業中の従業員が出入りできるものに限る）、複数の工場棟を有する場合において有害物質使用特定施設と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等

**（ハ）土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地**

（イ）及び（ロ）以外の土地は、土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地であり、次の土地が想定される。

- ・ 特定有害物質等の埋設等が行われた土地
- ・ 特定有害物質等の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地
- ・ 上記の施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設と配管で繋がっている施設及びその建物、当該施設及びその関連施設の配水管及び排水処理施設



出典:「基盤地図情報」(国土地理院)

図 6-1 (1) 汚染のおそれの区分図 (調査対象地全体)

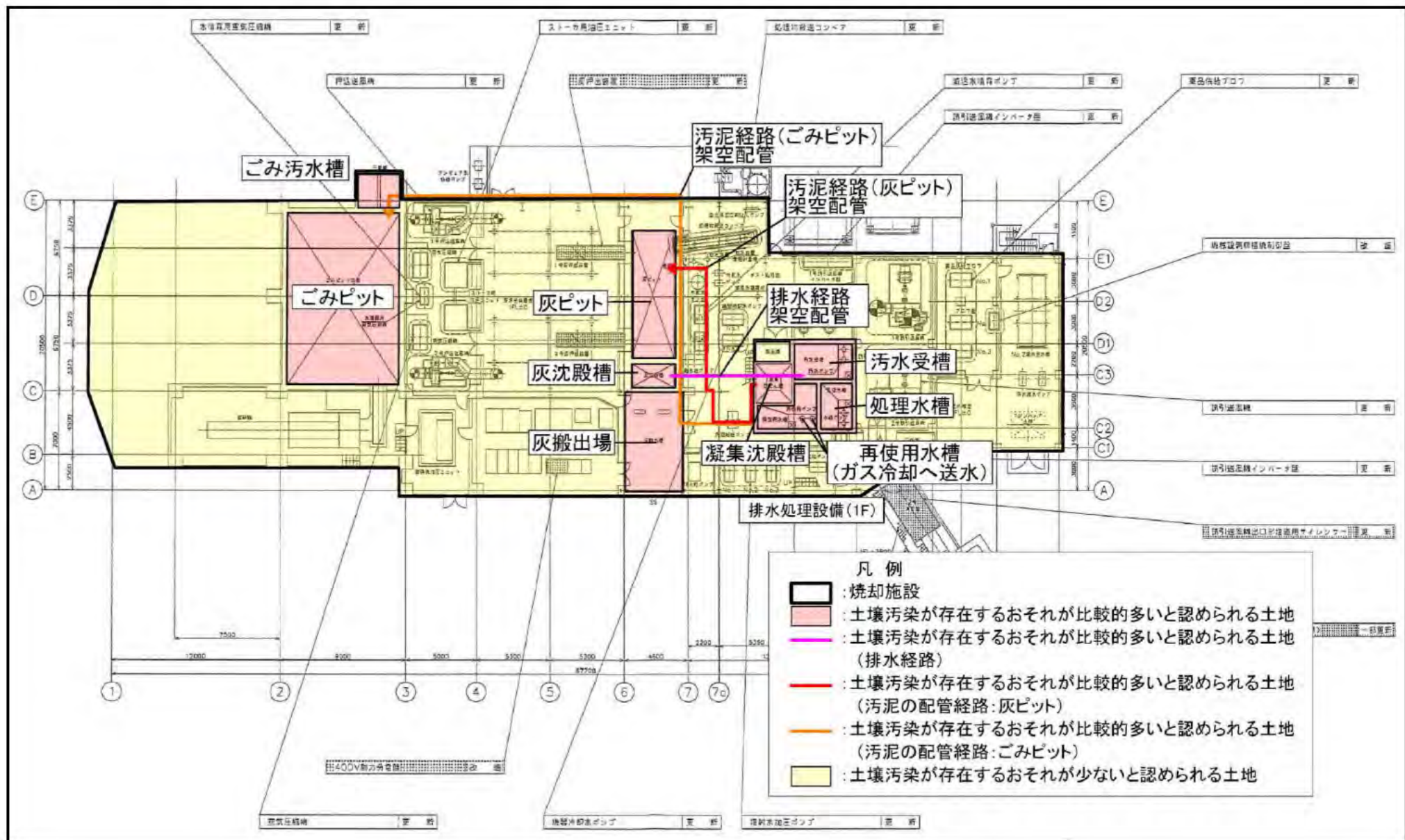


図 6-1 (2) 汚染のおそれ区分図 (名越クリーンセンターごみ焼却施設内)

## 6.2 ダイオキシン類

ダイオキシン類による汚染のおそれの区分は以下のとおりである。

汚染のおそれの区分の考え方を次頁に、汚染のおそれの区分図を図6-2 (1) ～ (4) に示す。

### (ア)「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」

土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地については、指針に基づき次のように考えられる。

- ① ごみ焼却施設の建物及び煙突の開口部（点検口）等から 5m 以内の植栽・裸地
- ② 焼却灰及びばいじんを搬出する車輛走行経路の道路から 5m 以内にある植栽・裸地
- ③ ダイオキシン類を含んだ排水及び汚泥に関連する施設  
(灰ピット、灰沈殿槽、排水処理設備、ごみピット、ごみ汚水槽)
- ④ ダイオキシン類を含んだ焼却灰及びばいじんが飛散等し、クレーン等を洗浄した排水が流入する可能性がある雨水排水経路

汚染のおそれの生じた場所の位置を表 6-2 に示す。

### (イ)「土壤汚染が存在するおそれが比較的少ないと認められる土地」

- ・(ア) 以外の土地

表 6-2 汚染のおそれが生じた場所の位置

| 土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地 | 汚染のおそれが生じた場所の位置 |
|----------------------------|-----------------|
| ・灰ピット                      | 灰ピットの底面         |
| ・灰沈殿槽                      | 灰沈殿槽の底面         |
| ・ごみピット                     | ごみピット底面         |
| ・ごみ汚水槽                     | ごみ汚水槽底面         |
| ・雨水排水経路（灰搬出場隣接部から下流部）      | 側溝及び配管底面        |
| ・灰搬出車輛の走行経路から 5m 範囲の植栽及び裸地 | 表層              |
| ・ごみ焼却施設建物から 5m 範囲の植栽及び裸地   | 表層              |

### ＜汚染のおそれの区分の考え方＞

#### ア「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」

次のいずれかに該当する土地をいう。ただし、ダイオキシン類特定施設が設置されていた期間を通じて舗装により覆われていた場合等、構造上、ダイオキシン類の土壤への浸透の可能性が低いと考えられる土地（以下「被覆された土地」という。）

- (ア) ダイオキシン類特定施設が設置されていた土地及び当該施設が設置されていた建物の敷地であった土地
- (イ) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物を保管し、又は処理（埋立てを除く。）した土地及び当該作業に係る施設が設置されていた建物の敷地であった土地
- (ウ) (ア)又は(イ)に係る施設又は建物の開口部等、ダイオキシン類を含む固体又は液体の飛散又は流出のおそれのある場所から半径5メートル以内の範囲の土地
- (エ) ダイオキシン類を含む汚水に係る配管等（架空配管であって、破損等がなく漏洩のおそれが少ないものを除く。）又は処理施設が設置されていた土地
- (オ) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した履歴のある土地
- (カ) ダイオキシン類特定施設の稼働に伴い発生したダイオキシン類を含むおそれのある廃棄物の移動経路（以下「移動経路」という。）及び移動経路の周辺5メートル以内の土地（被覆された土地を除く。以下「移動経路等」という。）であって、移動経路のうち場外へ搬出する場合の敷地出口から最も近いところに位置する合計100平方メートルの土地（対象となる土地が100平方メートルに満たない場合は、対象となる全ての土地）
- (キ) (ア)から(カ)までに該当する土地の土壤を掘削して移動させた先の土地（条例第63条の3において準用する条例第60条第2項括弧書の規定により、土壤の汚染の状況の調査を行わずに土壤を掘削し移動させた場合に係る土地に限る。）

#### イ「土壤汚染が存在するおそれが比較的小さいと認められる土地」

アに掲げる土地以外の土地

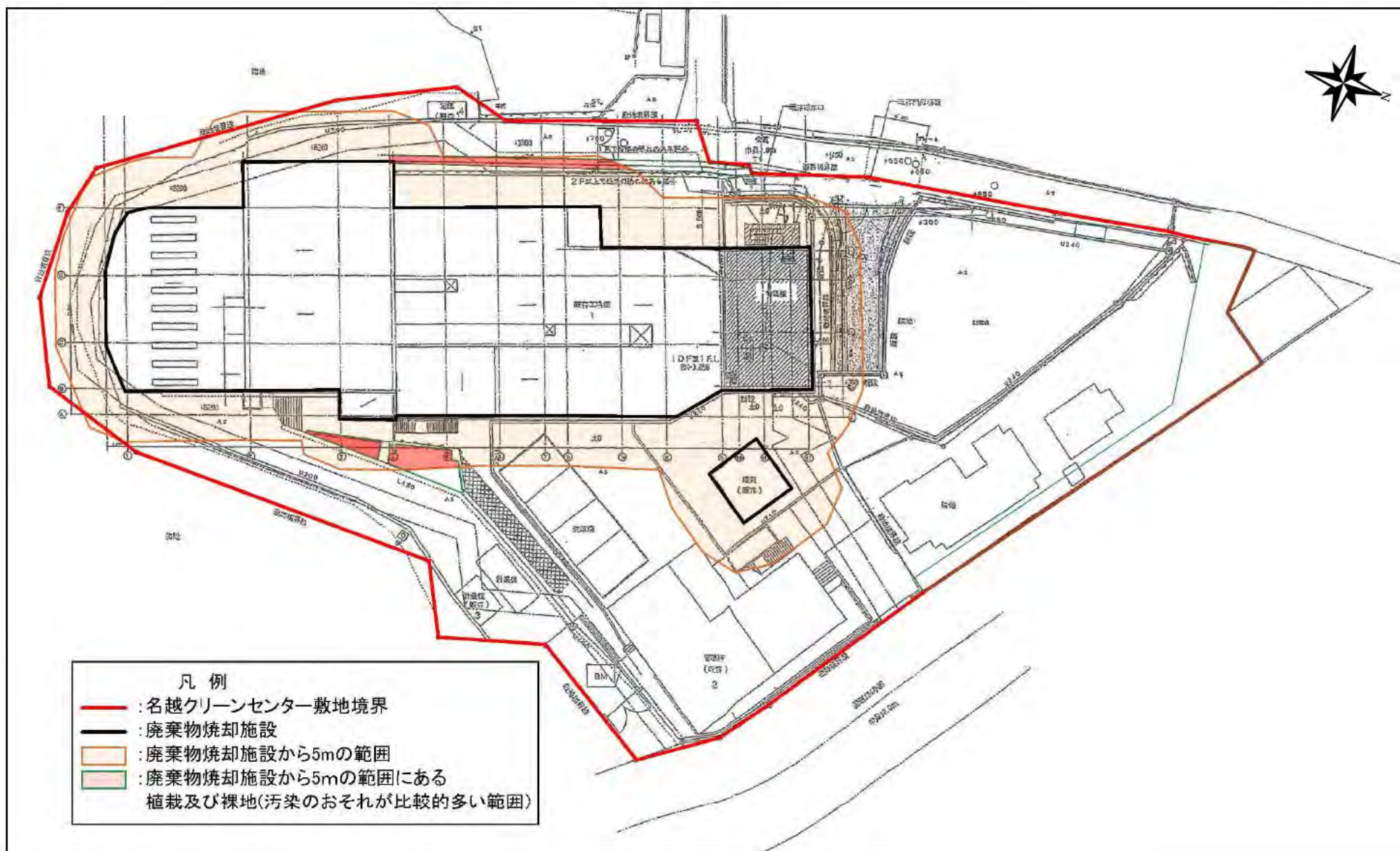


図 6-2 (1) 廃棄物処理施設から 5m 以内の植栽・裸地

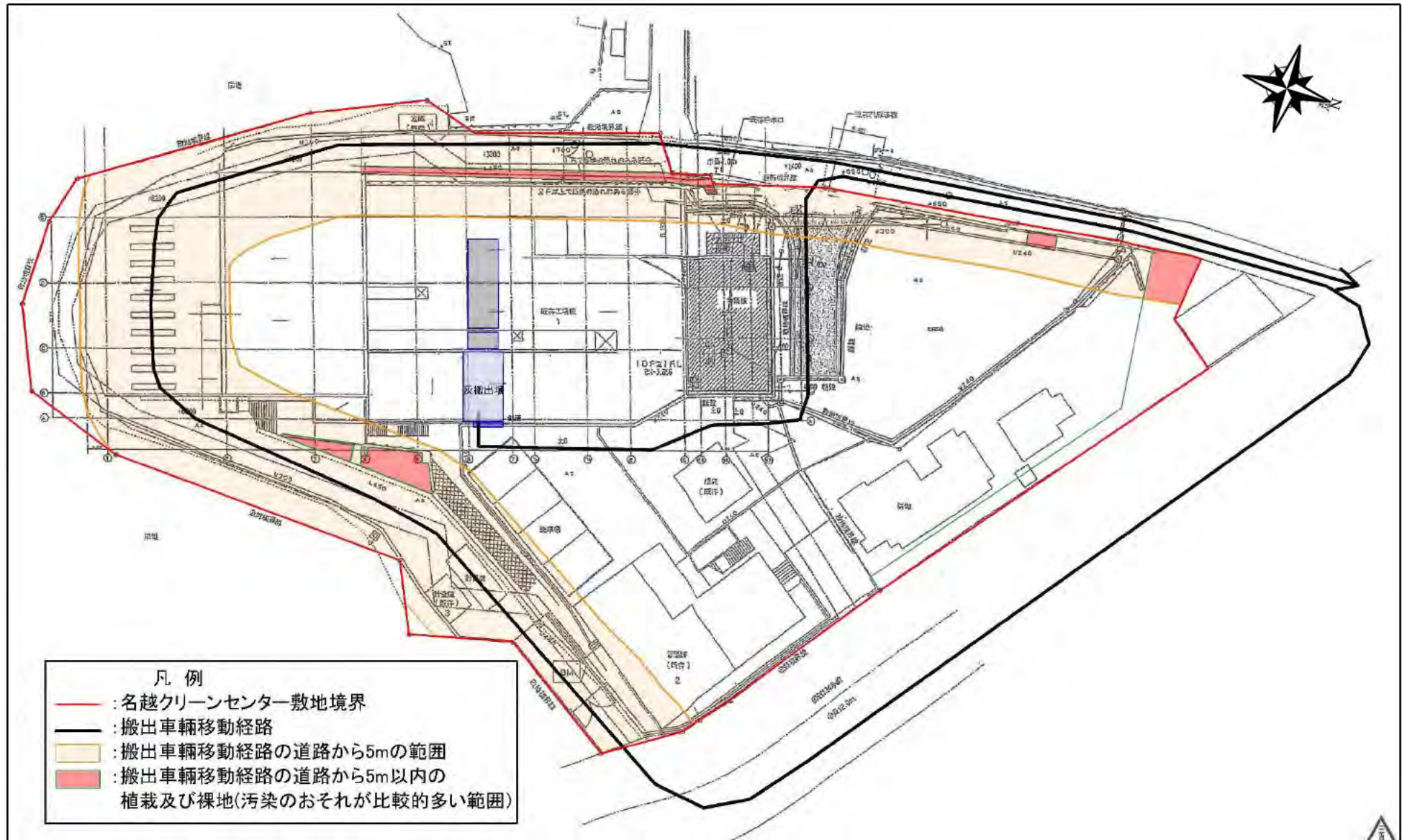


図 6-2 (2) 焼却灰及びばいじん搬出車輛の走行経路から 5m 以内の植栽・裸地

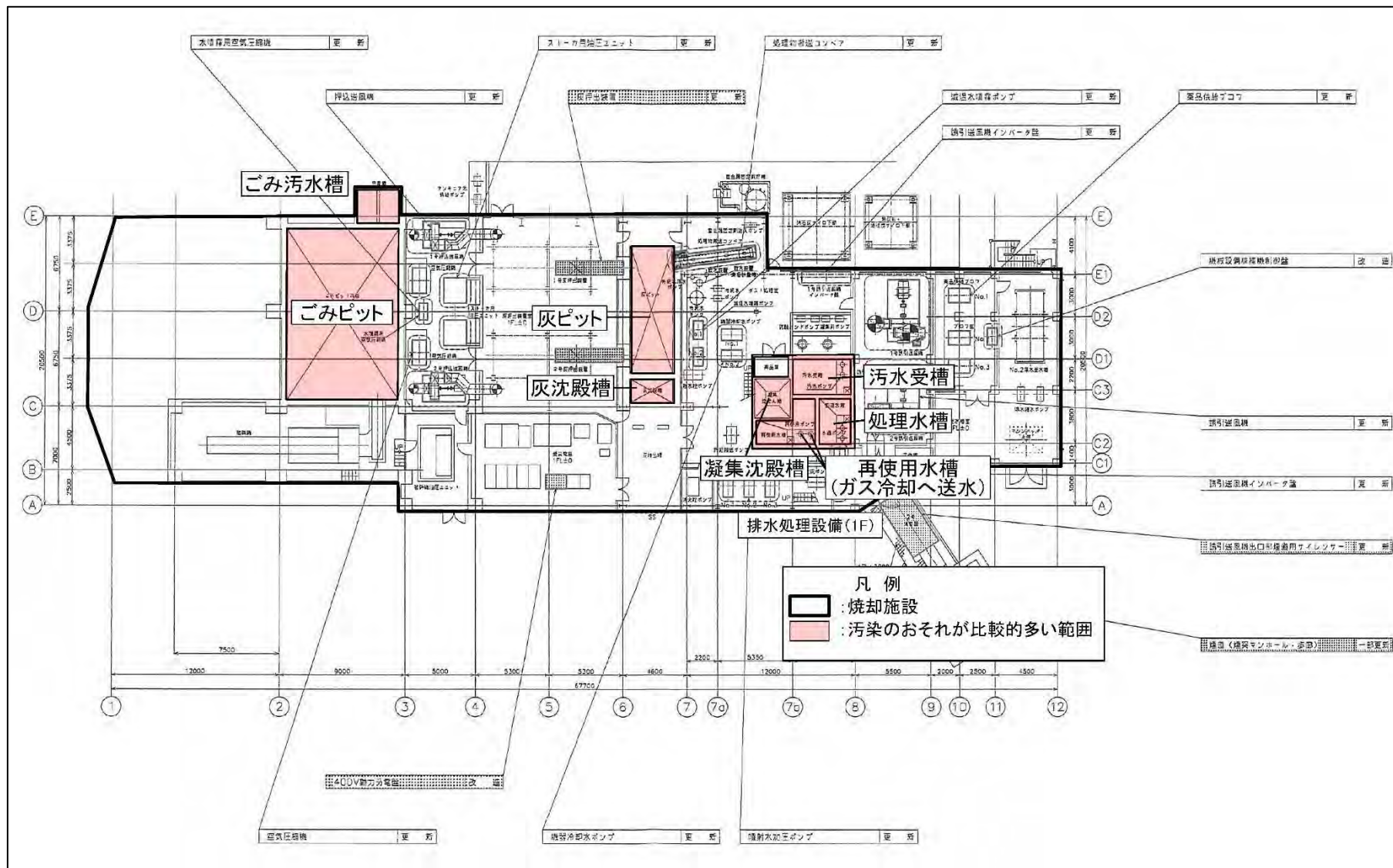


図 6-2 (4) ダイオキシン類を含んだ可能性のある排水が流れる雨水排水経路